

平成30年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 平成30年3月6日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成30年3月6日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	大瀬忠昭君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事	迎雄一朗君	事業理事	川内野勉君	総務課長	中村義治君
企画財政課長	今道晋次君	住民福祉課長	大平弘明君	税務課長	内田明文君
保険環境課長	藤永大治君	会計管理者	川崎順二君	建設課長	山本勝憲君
水道課長	橋川貴月君	産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子 剛君
教育次長	水本淳一君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局長補佐	松本典子君
議会事務局書記	山藤宏太君		

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 東彼杵道路建設促進期成会 要望活動
- (2) 長崎県町村議会議長会 平成30年 第1回議長会議
- (3) 長崎県町村議会議長会 第69回 定期総会

2 議員派遣結果

- (1) 小値賀町議会との合同研修会
- (2) 産業建設文教委員会 先進地視察研修

日程第4 町長報告

- (1) 西九州自動車道建設促進大会について

日程第5 広域連合議会議員報告

- (1) 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について

日程第6 委員会報告

1 総務厚生委員会報告

- (1) 所管事務調査
  - ① 条例等について
  - ② 未利用町有地活用について
  - ③ し尿・ごみ処理について

2 産業建設文教委員会報告

- (1) 所管事務調査
  - ① 上下水道事業について
  - ② 西九州自動車道建設促進及び陳情について
  - ③ 学校・幼稚園・社会教育及び整備について
  - ④ 事業の進捗状況調査について
  - ⑤ 道路・河川整備計画及び陳情について
  - ⑥ 条例等について

日程第7 一般質問

- (1) 7番 平田 康範 議員
- (2) 8番 須藤 敏規 議員
- (3) 3番 永田 勝美 議員
- (4) 1番 永安 文男 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議長（淡田 邦夫 君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年3月第1回佐々町議会定例会を開会します。

開会に当たり、町長より御挨拶をいただきます。町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

皆様、おはようございます。平成30年度の3月定例会ということで、皆様方には大変お忙しい中にお集まりいただき、ありがとうございます。

本日から3月22日までということで、17日間を予定しているわけでございます。皆さん方には、大変お忙しい中でございますけど、30議案というのを上程させていただいております。全議案につきまして、皆さん方の御理解を得てやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、先ほどお話がありました議案の訂正というのがたくさんありまして、皆さん方に大変御迷惑をおかけして、心からおわびを申し上げたいと思っております。

町としましても、職員についてもう少し規律正しくやっていかなきゃならないと思っておりますので、今後、副町長、総務理事をはじめ、皆さん方をお願いをして、こういうことがないよう十分に気をつけさせたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日はどうもよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

**議 長（淡田 邦夫 君）**

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第 1 会議録署名議員の指名 —

**議 長（淡田 邦夫 君）**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、4番、長谷川忠君、5番、阿部豊君を指名します。

— 日程第 2 会期の決定 —

**議 長（淡田 邦夫 君）**

日程第2、会期の決定を行います。

3月本定例会の会期については、さきにお配りいたしました日程表のとおり、3月6日本日から3月22日までの17日間としたいと思います。

なお、本会議は、前半3月6日、3月7日、3月8日の3日間の予定です。後半の本会議は3月20日、3月22日の2日間を予定しています。

日程の内容につきましては順を追って説明を行います。

3月6日、本会議の1日目は、まず諸般の報告を行います。

1番目に、議長出席会議報告3件、2番目に、議員派遣結果2件の報告を私から行います。

次に、町長報告ですが、1件の報告を町長からお願いいたします。

次に、広域連合議会議員報告1件の報告を総務厚生委員長からお願いいたします。

次に、委員会報告です。

1番目に総務厚生委員会所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査の報告を、それぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。

別紙質問通告書一覧表のとおり、6名の方のうち4名の方から質問です。

1日目は、一般質問終了後、散会となります。

3月7日、本会議の2日目です。1日目に引き続き一般質問からです。別紙質問通告書一覧表のとおり、2名の方から質問です。

次に、議案審議です。

議案第1号から議案第16号までの16議案です。

上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。審議終了後、散会となります。

3月8日、本会議の3日目です。2日目に引き続き議案審議からです。議案第17号から議案第22号まで6議案、審議終了後、平成30年度、議案第25号から議案第32号までを一括議題とし、施政の概要と予算説明書の説明を求め、説明後、議案第25号から議案第32号までの各会計かかみの朗読を各担当課長が行い、終了後、延会となります。

次に、後半の20日、本会議の4日目です。平成30年度当初予算の議案審議、議案第25号から議案第27号まで3議案を予定しています。審議終了後、散会となります。

3月22日、本会議5日目です。平成30年度当初予算の議案審議、議案第28号から議案第32号までの5議案を予定しています。

続きまして、請願1件と閉会中の所管事務調査を予定しています。その会期の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

以上のような手続を進めたいと思っております。

本会議は、3月6日、7日、8日、20日、22日です。

お諮りします。本定例会の会期は、3月6日本日から3月22日までの17日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、3月6日本日から3月22日までの17日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めてまいります。

### — 日程第3 諸般の報告 —

#### 議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の3件を私から行います。資料の1ページから3ページです。

1番目は、東彼杵道路建設促進期成会要望活動について、永安副議長に代理出席をお願いしております。平成29年12月22日に、期成会正副会長、監事、会員が出席し、長崎県県庁において、県知事、長崎県議会議長、それぞれ現状における課題、整備の効果、道路整備に係る財源について要望を行っております。

次に、資料の5ページです。2番目は、長崎県町村議会議長会、平成30年第1回議長会議が平成30年2月1日に佐々町地域交流センターにおいて開催されました。長崎県町村議会議長会定期総会に向けて、事業計画、予算等について協議を行っております。

次に、7ページから26ページです。3番目に、長崎県町村議会議長会第69回定期総会が平成30年2月13日に長崎県市町村会館で開催されました。会議の冒頭、表彰が行われ、自治功労として3名の方、優良議会特別表彰として小値賀町議会にそれぞれ伝達されました。

8 ページから 18 ページまで、報告第 1 号 会務報告が提出され、承認されております。

19 ページから 22 ページまで、議案第 1 号 平成 30 年度長崎県町村議会議長会事業計画（案）が提出され、原案のとおり可決されております。

23 ページから 24 ページまで、議案第 2 号 平成 30 年度長崎県町村議会議長会歳入歳出予算（案）が提出され、原案のとおり可決されております。

25 ページ、協議第 1 号 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現を求める要望（案）について提出され、確認され、本県選出国会議員宛て要望することになりました。

26 ページです。協議第 2 号 今後の事務局体制の具体的素案づくりについて確認され、事務局局長世話人会において、素案を作成することとなりました。

同じく 26 ページ、決議（案）が提案され、採決されております。

次に、議員派遣結果を報告します。

1 番目に、平成 30 年 2 月 7 日、小値賀町において、小値賀町議会との合同研修会が開催され、議員 6 名が出席しております。

2 番目は、平成 30 年度 2 月 14 日から 15 日に、福岡県大木町、熊本県芦北町へ先進地視察研修を行い、議長、産業建設文教委員会委員が出席しております。

今、報告いたしました議長出席会議報告 3 件、並びに議員派遣結果 2 件の関係資料は、議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第 3、諸般の報告の議会関係報告を終わります。

#### — 日程第 4 町長報告 —

##### 議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第 4、町長報告に入ります。

1 件の報告を町長からお願いいたします。町長。

##### 町 長（古庄 剛 君）

それでは、町長報告をさせていただきます。

西九州自動車道建設促進大会についてでございます。これにつきましては、西九州自動車道の建設促進大会が先週の 3 月 3 日の土曜日、本町の文化会館大ホールで開催されました。

大会は、西九州自動車道の早期完成を目指しまして、県北の 3 市 1 町の住民の方や、それから道路利用者が一堂に会しまして、西九州自動車道道路の早期完成に向けて、地元の期待や熱意をアピールする大会となりました。

大会には、中村法道長崎県知事をはじめ、長崎県議会・八江議長、地元選出の北村衆議院議員や本県出身の国会議員、国県の関係者など、多数の来賓を迎え、地元関係者を加えると 600 人を超える人が参加いただきまして、誠にありがとうございました。

私の開会宣言の後に、黒田平戸市長が主催者を代表し挨拶し、各来賓が西九州の骨格となる西九州自動車道の早期完成を目指し努力したいと挨拶をされました。

また、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長から事業の進捗状況について御説明をいただき、佐々町の地元を代表し、商工会の副会長の森山氏より、道路の早期実現について、当初計画から既に 30 数年が経過している。もうちょっとのところまで来ているので、みんなで力を合わせて早期完成を、全線開通に頑張ろうということで意見発表がありました。

そして、朝長佐世保市長が、佐々松浦道路、伊万里松浦道路及び伊万里道路の整備促進と道路整備のための財源の確保の大会決議を宣言されまして、本町の淡田議長がガンバロウの三唱を行い、最後に友田松浦市長が閉会宣言を行い、大会は盛会裏に終了いたしました。

当日、御参加をいただきました議員の皆さんには、大変御迷惑をおかけしまして、ありがと

うございました。心から御礼を申し上げます。  
以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから町長報告に対する質疑を行います。  
9 番議員。

9 番（川副 善敬 君）

西九州自動車道が松浦まで来ておりますから、松浦から調川が開通して、あと佐々とつなげば一大動脈ができるわけですけれども。言われておることは企業誘致、重症患者の皆さんの急送、それから、いろんな地域の活性化と言われておりますけども。

ただ、佐々町の場合、西九州自動車道ができて、やはり佐々町から流出の割合も多うございますから、その中でどういうふうに、これは報告ですから簡単によろしいんですけども、そこから辺をやっぱり踏まえながら、佐々町の西九州自動車道の開通に向けた基本の考え方をきちっとして、企業誘致、いろんな形があると思っておりますけども、そういう中でやはりどのようにお考えなのか。

もう 1 点は、非常にそこの佐々インターが混雑しておりますから、今 2 車線の有料化と言われておりますが、この見通しについては、非常に混雑で大変な渋滞ですけれども、これがやはり 2 車線化になると、佐々町独自の道路網の計画も前たくさんありましたけれども、こういうのが一挙に解消するわけでございますけれども、これについてはどのような進捗状況であるのか、その 2 点をお尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

一つは、やはり 2 車線化ということで、2 車線といいますか、佐々松浦道路の 19 キロがミッシングリンクで、先ほど川副議員申されたように、命の道路ということで、救急関係が松浦のほうから多いということ。その後、佐々はどうするのかとお話でございます。

佐々町も、やはり今、佐々から福岡方面に行くのが大変便利になるわけでございます。交通量は少しは減ると思っておりますけど、やはり佐々としても、観光面とか、いろんな面で町としては今度考えなければならぬのではないかと。そういうことに力を入れて福岡のほうにも発信しなければ、佐々町というのは人口が将来的に減る見込みでございますので、そういうことを活性化をしてやっていかなきゃならないと思っております。

それから、4 車線化のお話でございます。これは 2 月に、今 NEXCO 西日本というのが福岡に、福岡と大阪が本社でございます、そこがあるわけですね。4 車線化というのを佐々町と、それから佐世保市さんと一緒になってお願ひをして、今、陳情をしているところでございまして、これについても、2 月に私と朝長市長さんと、それから佐世保市議会のほうからも行って、NEXCO の福岡支社と、それから大阪の本社のほうにも陳情に行って、事業化についてお願ひをしたいと。

ただ、有料化ということに NEXCO がすれば、佐々から有料化になるわけでございます。その辺で無料化についても考えてくれということでお願ひは今しているところでございまして、今後これがどうなるのかというのは、まだわかりませんが、一応そういうことで事業というのは進捗をしているということでございまして、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

ほかにございませんか。

（「なし。」の声あり）

ほかには質疑もないようです。町長報告を終わります。

以上で、日程第 4、町長報告を終わります。

— 日程第 5 広域連合議会議員報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 5、広域連合議会議員報告に入ります。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、総務厚生委員長から報告をお願いいたします。5 番。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

5 番、阿部豊でございます。

それでは、私のほうから、長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に 2 月 13 日出席いたしましたので、概要について報告いたします。日程の順序どおり報告をしたいと思います。

今回、議席の指定がありまして、新たな議員さんが 2 名選出されたということで紹介があり、現在、松浦市は選出中ということで欠員状態でございます。

その後、監査委員の選任につき議会の同意を求めるということで、監査委員の 1 名の方が任期満了に伴う退職ということで、新たな方の選任同意が出され、同意・選任ということになっております。

諸般の報告を受け、その後、議案の上程ということで、議案 1 号から 3 号まで、広域連合の個人情報保護、情報公開関係の条例の一部を改正する条例、それと議案第 2 号が職員の育児休業等に関する条例の一部改正の条例、第 3 号が広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の上程がありました。この最後の条例の改定は、住所地特例関係ということで、法改正に伴うものであり、議案 1 号から 3 号、条例関係については、原案可決しております。

議案第 4 号、第 5 号は、平成 29 年度の一般会計及び特別会計補正予算が上程され、原案可決しております。

議案第 6 号、第 7 号につきましては、平成 30 年度の広域連合の一般会計及び特別会計予算についての上程がなされ、原案可決しております。

最後に、議会運営委員会委員の選任について、欠員が生じたので、議長推薦による選任ということで、8 名の議会運営委員がいるわけですが、1 名の方が新規で、平戸市の方が選任されました。

特別報告事項としまして、私のほうから感じた点について報告させていただきます。

先般来から報告させていただいております保険料軽減判定におけるシステムが誤っておったということで、前回も報告させていただきましたが、平成 28 年 12 月 27 日に厚労省からシステム誤りについて発表があり、対応を行ってまいりました。

5 月までの県内の対応としましては、457 件、金額にして 1,001 万 5,900 円の賦課更正を行ったということでございまして、今回、29 年 4 月 26 日に新たな候補者抽出用のソフト設定漏れが

判明したということで対応しておったと。29年10月にツールの提供を受け、新たな還付件数として185件、金額にして478万2,800円の追加が発生したと。

今回のこの内容を含め、平成27年度の保険料につきましては、収入、還付が不可能ということで、除斥期間が発生していると。この対応については、特別返還金での対応を行うということで、この対応件数が平成30年1月現在で21件の59万8,600円が発生しているという報告を受けております。

なお、このシステム誤りに対する佐々町の住民の方の対応はなかったということでございます。

最後に、平成30年、31年度の保険料率について、経過報告及び条例改正のポイントで上程されたわけですが、元来、後期高齢者の特定期間は2年ごとの期間で設定をされており、前回は28年度、29年度ということで県内統一保険料率としまして均等割の4万6,800円、所得割で8.8%ということでございました。

今回、国の医療制度改革による診療報酬自体が、本体としましては、医師の診療報酬というポイントでは0.55%のプラス改定であります。薬価等においてマイナス改定で、全体としては1.19%のマイナス改定ということでございまして、平成30年度、31年度の保険料率の設定が均等割で4万5,800円、前回の特定期間と比較すると1,000円の減額と。所得割においては8.67%、0.1%の減額ということで設定をされております。

以上、概要について報告させていただきました。詳しくは議員控室のほうに報告書を作成しておりますので、御一読いただければと思います。

以上です。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、日程第5、広域連合議会議員報告を終わります。

## — 日程第6 委員会報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。5番。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

5番、阿部豊でございます。

総務厚生委員会で閉会中の所管事務調査を平成30年1月30日及び2月9日の2回開催し、執行部の説明を受けながら調査研究を実施しましたので、御報告いたします。

開催日時ごとに報告をいたしたいと思っております。

1月30日、出席議員は全員5名出席でございます。

所管事務調査としまして、条例等についてと未利用町有地活用について、2件の所管事務調査を行っております。

条例等についてでございますが、佐々町防災会議条例の一部改正についてということで、災害に対応する関係で防災会議を開催しておりますが、委員の構成について一部追加を行いたいということで説明を受けております。

内容においては、熊本地震など大規模災害時には、困難な事案に対する対応が厳しい場合、自衛隊員の協力が必要ということで、つきましては、平時からの担当官との連携を図るために、来年度からの防災会議にも委員を委嘱したいということで一部改正を行いたいということでございます。

2 点目、未利用町有地活用についてでございます。

この案件につきましては、前回は御報告いたしました、佐世保市西消防署の佐々出張所移転新築建設事業についてということで、現在、旧沖田免にあります西消防署佐々出張所を施設が古いということで新築移転をしたいということで、佐世保市の希望案としては、サンビレッジ沿いに庁舎を建設する案の提示があり、町としましてもこの案に同意をしたいということでございます。

スケジュールとしましては、建設に係る町事業としまして、平成30年度に敷地整地工事及び面積等を求める測量業務等を実施したいと。平成32年度予定でサンビレッジと新庁舎間に防火水槽設置を計画しておるということでございました。

委員のほうから、委託金の計算方式等々について伺いたいと意見があり、委託金の計算方式等については、次回開催の委員会に改めて回答したいということでございました。

なお、同日、その他報告としまして、佐々町消防団副団長の2名体制ということで報告を受けております。現在、消防本部として、団長1名、副団長1名の2名体制で行っておると。全国的にも被雇用者、サラリーマン団員が増加し、本町でも約7割がサラリーマン団員であると。本業等の都合もあり、有事の際の対応が厳しい状況も発生していると。この課題解決のためにも、被雇用者団員でも団本部に所属し、活動しやすい体制を構築したいということで、今回副団長2名体制を実施したい旨の報告を受けております。

なお、関係する条例改正が必要となるため、再度所管事務調査を行っていただきたい旨の提案を受けております。

なお、参考としまして、他市町村は複数名体制を構築されていると。現在は近隣では佐々町と小値賀町のみが副団長の1名体制ということでございました。

続きまして、2月9日、総務厚生委員会の概要でございます。

出席議員は4名。1名、所用により欠席ということでございます。

所管事務調査としまして、3項目行っております。

条例等について14件、し尿・ごみ処理について、未利用町有地活用について、その他報告6件ということでございます。

順次概要について御報告いたします。

条例等について。先ほど報告事項で報告しましたとおり、佐々町消防団設置条例の一部改正ということで、副団長を2名体制にする一部改正の概要を調査いたしました。

副団長を2名体制にし、その他団員を136名とし、全体定数の202名は変更なしということでございます。

続きまして、佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、いわゆる制定が1件及び介護保険関係の一部改正が4件、計5件の調査を行っております。

制定につきましては、今回、地域における医療介護の総合的確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律が、平成26年施行されておりますが、その中の第6条規定による介護保険法改正がなされたということで、今まで指定権限を県が行っておりましたところが市町村に移譲されたということで、この条例制定が1件でございます。

なお、一部改正については、上位法改正に伴う一部改正ということでございます。

続きまして、佐々町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

国保の都道府県化に伴う条例改正と、及び保険料関係の改正を行いたいという概要でござい

ます。

提案としましては、現在まで市町村が賦課決定を行っていたものが、納付金ということで都道府県が財政運営の責任主体となるということでございます。

県が提示する市町村ごとの標準税率が 3 方式で、所得割、均等割、平等割で示されるわけですが、現在、佐々町においては、資産割ということで 4 方式で構成されております。これを県が示す 3 方式に変更を行いたいということでございます。

当初の提案は、現状の資産割 20% を廃止すると、影響額が 1,400 万円発生すると。この部分について、現在の所得割 6.5% を 7% としたいと、0.5% のアップを行いたいということでございましたが、執行側としましては、国の初年度の大きな激変緩和額により初年度も、平成 29 年度ベースの試算では現状の 6.5% で賄えるということで、よって、資産割のみ 20% の廃止で改正を行いたいというような内容でございます。

続きまして、佐々町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。

国のほうの高齢者医療の確保に関する法律の中に、住所地特例条項がありますが、これの追加に伴う改正ということでございます。

内容としましては、住所地特例の条項がある部分についての改正を行う内容でございます。

続きまして、災害による被災者に対する佐々町税の減免に関する条例の一部改正でございます。

農作物の被害についての規定があるわけでございますけれども、この中の農作物の減収価格から農業災害補償法によって支払うべき農作物共済金額を控除した金額というところの、農業災害補償法が平成 29 年 6 月 23 日に改正されたと。名称が農業保険法に変わると。この変更に伴う改正でございます。

続きまして、佐々町都市公園条例の一部改正についてでございます。

都市公園法及び都市公園法施行令の運動施設の施設率というものがあるわけでございますけれども、この部分について、都市公園法等が平成 29 年 6 月改正されていると。バリアフリー化や国際協議における国際基準に対応をする改修を行う場合に、敷地面積が増加して現在の 100 分の 50 という現行割合が障害となり改修できないという問題が発生していると。この課題解決のため、都市公園法施行令が一部改正され、参酌基準化されたと。都市公園を有する各地方自治体の条例でこの運動施設率を規定することとなったということで、一部改正を行いたいということでございます。

本町においては、100 分の 50 という規定を適用したいという内容でございました。

続きまして、佐々町幼稚園設置条例等の廃止についてでございます。

平成 30 年 3 月 31 日をもって佐々町幼稚園運営を終了するため、設置条例等を廃止するというところで、関係条例、佐々町立幼稚園設置条例、佐々町立幼稚園保育料条例、佐々町立幼稚園預かり保育条例、3 本の廃止条例ということでございます。

また、条例の改正方法については、現在まで新旧対照方式で行っておりますが、他課に及ぶ一部改正も多く存在し、廃止条例附則下段に「改め文方式」という手法で今回は行いたいということでございました。

続きまして、佐々町公民館設置条例及び佐々町公民館使用料条例の一部改正でございます。

解体及び老朽化による供用を廃止したということで、一部を改正したいということでございます。

また、佐々町住民総合センター設置条例の一部改正ということで、武道館の廃止、交流センターの追加という内容でございます。

あと 1 点が、佐々町体育施設条例の一部改正ということで、武道館使用料全てを削除するという内容でございました。

条例については、以上の 14 件でございます。

続きまして、し尿・ごみ処理について。

町長のほうより、し尿浄化槽汚泥の前処理施設建設及び地元住民の方々との協議が整うまでということで、最大 3 年間は佐世保市内の民間施設に業務委託したい旨の説明を受け、平成 27 年から平成 29 年度までの業務を委託しているという現状でございます。

そのような中、平成 29 年 5 月に西九州佐世保広域圏におけるごみ処理及びし尿処理の佐世保市との連携事業ということで、佐世保市、小値賀町、佐々町の 1 市 2 町により 12 月 26 日及び 1 月 25 日の 2 回の協議を行ったということでございました。

協議の中で、し尿処理について、佐世保市は、処理量が処理能力を超えており、現状において共同処理は厳しい、5 年後の処理量の減を見て余力が出た場合には、佐々町の受け入れ可能性について検討できる旨の回答を受けているということでございます。

この西九州佐世保広域圏におけるし尿処理協議は、2 月中旬以降も予定されているが、5 年後の佐世保市との共同処理の可否も不明のまま結論を先送りにできない状況と考え、また、民間委託継続と前処理施設建設の場合の概算事業費及び維持管理費合計額の費用負担を将来比較したところ、中長期的に前処理施設建設が民間委託よりも経済的にすぐれているというふうに執行部としては考えているということでございます。し尿処理については、佐世保市との協議を終了しながら、前処理施設の建設の方向を考えているということでございます。

町長から、改めてし尿処理の方向性を示すことなく終わったことに対し、おわびがあった次第でございますが、前処理施設建設場所は平成 30 年度の早い時期に対象となる地域の町内会に訪問、説明を行い、同意をいただくまで関係予算を要求し、基本設計、実施設計等に係る予算については、地元同意をいただいてから上程したい考えでございました。

このため、今年度中の前処理施設建設は不可能であり、翌年度以降における地元対策、基本設計、実施設計等の建設に係る期間を 3 年間いただきたいということと、また、民間委託に関する債務負担行為補正を今後計上させていただきたいということでございます。

保険環境課長から、し尿処理方針及び費用試算についての説明を受け、委員のほうからの意見、確認事項としまして、し尿処理の対象件数、エネルギーサイクルの検討はなされたのか。また、地元の了解を得ることが一番重要であると。あわせて、公共下水道の加入促進を行うことが必要と。技術的な問題は近代化し、その内容について、地元住民の皆様、また議員自体も理解をし、進めていかなければいけない課題ではないかという意見がございました。

また、補助金の話がありましたが、詳細について伺いたいということでしたが、担当のほうから、国の所管が環境省の施設であり、下水道の補助が活用できないか検討しているが、県との協議調整がいまだできていないということでございます。

この案件に対しましては、委員会としましては、現状の内容は確認しました。関係する予算等の提案が予定されているので、内容について十分な検討をお願いした次第でございますが、町全体に係る重要な課題であり、全議員に認識していただく必要性を確認し、議長をお願いをし、全員協議会の案件とした次第でございます。

3 点目、未利用町有地活用についてでございます。

まちなか町有地、国鉄寮跡地の不動産鑑定ということで調査研究を行っております。

企画財政課より、資料により説明を受け、調査をいたしております。

佐々町羽須和免大宮原の町有地 3,643.5 平米のうち、売却予定としまして概測 2,290.88 平米を現在測量業務を実施しているということでございます。

売却相手としましては、誘致企業である佐々町小浦免の企業であり、用途としましては、職員寮としまして 2 棟 42 戸を計画しているということでございます。売却条件、鑑定評価を現状の状況で確認をしている状況でございます。

なお、執行部としましては、隣接する 15 世帯について、測量業務及び今後の土地利用説明を 1 件ずつ臨戸説明した旨の説明を受けております。

また、スケジュールとしましては、平成30年4月、消火栓を撤去、4月下旬、測量業務を完了後、分合筆登記を行いたいと。30年5月、売却契約の手続に進みたいということでございます。

委員のほうから、売却に際し、歩道及び道路整備費用、また不動産鑑定指定システムはいかに。今までの売却価格と比べ疑問がある等々の意見があり、かかる経費を売却価格に含め契約する必要があるのではないかと等の意見がありました。

この案件については、不動産鑑定中ということで、その時点での調査をさせていただいた次第でございます。

現状の状況については確認をした次第でございますが、関係予算は当初予算計上予定ということで、各委員からの御意見もあり、議員全員が周知すべき課題ではないかという観点から、全員協議会の案件として提案をさせていただいた次第でございます。

最後に、その他報告としまして、6点の報告を受けております。

1点目、管理職手当改定等について。

平成30年4月1日、管理職手当改定を行いたいということでございます。経過等の説明を受け、報告を受けております。

町としまして、現在は定率制から定額制へ移行していると。町の調査結果、町の改定状況は、目安としている国の状況と差異があると、国と比較して乖離があるということでございます。また、県及び近隣市町と比較検討し、町の決定方式を定め、結果として増額であるが、是正を行いたいという報告でございます。

2点目、西消防署佐々出張所建設事業費市町別負担額について。

前回の委員会で指摘しましたポイントについて報告を受けております。

佐々出張所の管轄エリアは、佐々町68.9%、旧小佐々町31.1%ということでございます。佐々町負担分68.9%が広域消防費となりまして、1市5町で案分負担をするという説明を受けております。

3点目、臨時・非常勤職員の現況報告について。

平成29年11月末現在の調査の結果概要報告を受けております。

内容においては、平成32年4月1日、法改正後の各課の意向調査ということで、各課のヒアリングはまだ行っていない状況であります。各課から提出を受けたデータの報告を受けております。

4点目、事業の繰越について。水道事業関係。水道事業、新町地区排水管改良工事の入札不調により水道事業会計が繰越事業の取り扱いを行うと。あわせて工事内容に消火栓の設置及び撤去工事の工事負担金を一般会計の負担で行っておるわけでございますが、その部分について繰越を行いたいということでございます。

5点目、幼保連携型認定こども園施設整備事業について、地下埋設物関係で工事期間が延長されたと平成29年12月1日の総務厚生委員会で報告を受けておりますが、この補助を含めた繰越事業費の詳細の説明を受けております。

6点目、平成30年度地方税制改正についてでございます。3月議会上程予定はありませんけれども、平成30年度地方税制改正についての概要説明を受けております。

以上、総務厚生委員会の報告を終わります。

詳しくは、お手元の委員会報告を御一読いただきたいと思います。

以上です。

## 議 長（淡田 邦夫 君）

次に、産業建設文教委員会の委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。6番。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 登壇）

**産業建設文教委員長（橋本 義雄 君）**

それでは、産業建設文教委員会所管事務調査報告をいたします。

産業建設文教委員会所管事務調査を平成30年1月24日と2月6日に調査研究を行いましたので報告いたします。

まず、1月24日の所管事務調査としまして6件、その他報告3件を受けました。

初めに、上下水道事業についての公共下水道事業全体計画・変更認可申請について、水道課より説明。平成27年度に佐々町雨水処理構想の見直しということで国・県が進めている分について区域の見直しを計画しています。今回の目的は、農業集落排水地区角山志方地区の公共下水道施設への接続を行う計画ですとの説明。

委員より、どのようにして認可に加えていくのか、認可外から区域外への手続はどうするのか、認可されると何が変わるのかとの質問に対し、回答として、認可変更時期というのは5年だったり7年だったり、もっと短い時間だったりします。一回一回、区域外に出てきたら行うということではありません。認可区域内になることによって住民の方にメリットなど変わったことはありません。管渠の部分については町のほうに寄附としていただいている状況ですということです。

続きまして、今後の雨水排水事業について建設課より説明。平成30年度から31年度にかけて小浦雨水排水ポンプ3基のうち2基の更新、それと大新田ポンプ場のポンプ増設が控えています。公共下水道（雨水）の概要が説明され、平成29年11月13日の産業建設文教委員会において改築費用6億1,870万と説明しておりましたが、その時点ではあくまでも設計段階でしたので、今回は物価上昇等を考慮し、7億3,500万を予定していますとの説明。

委員より、7億3,500万の内訳は、金額を増とした理由を説明してください、委託の範囲内容を説明してくださいとの質問。回答として、7億3,500万の内訳は小浦ポンプ場の改築事業だけの金額です。事業費が1億円ふえた理由につきましては次回の委員会で説明させていただきたいと思えます。事業団に委託する範囲ですが、業務の発注、施工管理ですとの説明。

次に、西九州自動車道路地元説明会の概要についてです。建設課より説明。平成29年12月22日、大茂集会所で長崎河川国道事務所から5名、長崎県の道路建設課より4名、佐々町建設課3名、地元の町内会他10名で開催されました。

前回開催された継続事項となった4項目について長崎河川国道事務所より説明。その後、5項目の質問が出された中で、家屋移転対象の方は完全に納得されていないのではないかととの質問に、家屋移転者となる2者と個別に相談し、方針が決まった時点で再度地区関係者に報告したいとの説明。地元への説明会は今回で終了とし、個別で対応していき、その結果を設計説明会前に報告するということの説明がありました。

次に、佐々町立佐々幼稚園廃園に伴う備品の移管（予定）について、教育委員会より説明。平成30年3月末をもって佐々町幼稚園の廃園を予定しております。それに伴う備品の移管ということで、全部で133点579個の備品という状況になっています。グランドピアノについては、佐々中学校。教育委員会所管の各施設、小中学校、公民館、図書館、第2保育所等で使いたい備品については移管の予定をしている。幼保連携型認定こども園のほうにも移管したいと思っています。その他備品は廃棄処分と考えているとの説明。

委員より、小中学校、町、教育委員会等で協議をされたのか、佐々町の民間の保育所には案内はされたのか、移管についてどんな方法でされるのかとの確認があり、回答として、保育所、学校関係を基本として協議させていただき、総務課のほうにも連絡をとっています。民間の保育所には案内していません。後を引き継いでいただく蓮華園さんのほうに現地を確認していた

だいています。費用については30年度の当初予算で計上する予定です。処分のできる分については職員で、との説明がありました。

次に、事業の進捗状況調査について、建設課、産業経済課、水道課、教育委員会の順で説明を受けました。

委員より、工期が3月中・下旬に多くあるが交通誘導員のひっ迫の影響なのか等々、多くの質問がなされました。事業理事より、新年度の予算は今査定中ですが、新年度予算確定につきましては事業の発注計画を作成して工事の発注時期の平準化を図っていきたくておられますとの説明。

その他について、委員より、資料館の展示資料について早目に策定され、検討を進めなければならないと思うがとの質問に、回答として、昨年、答申を受けまして、それを基本としながら検討を進めております。所管事務調査のほうでしかるべき時に報告をしていきたくておられますということでした。

その他の報告として、事業の繰越について、特定公共賃貸住宅の家賃改定について報告を受けました。

次に、2月6日の所管事務調査につきまして報告いたします。

所管事務調査といたしまして、8件、その他報告事項として3件の報告を受けました。

はじめに、町道鉄道官舎線道路認定変更について建設課長より説明。町有地予定地のところに町道が入っておりますので、その部分の変更と道路認定の変更について提案させていただきます。地番の変更はありませんとの説明。

委員会としては、内容を確認したということでした。

次に、今後の雨水排水事業について建設課長より説明。今回の委員会の質問の小浦ポンプ場の長寿命化計画で出した金額と今回提案した金額が約1億円増額になっている部分の金額と、委託予定の日本下水道事業団についての説明を受けました。

執行部より、エンジンの機種の見直しにより減速機もセットで更新する必要が出てきたということにより増額となったとの説明。

委員より、減速機の値段は幾らなのか、もう少しかみ砕いた説明が委員会にあってもよかつたのではないかと、長寿命化の要因じゃなかったのか、工計変換機盤は何をする機械なのかなどの質問が出されました。

建設課長より、今回は、実施設計をした中で実際その中に入って判明したということでした。長寿命化と今回の長寿命化計画の変更の部分で1億円の差額が生じたということの説明がありました。

続きまして、佐々町都市公園条例の一部改正について執行部より説明。条例改正の背景について昨年の6月に社会構造等の変化に対応した公園の機能性を最大に発揮することを目的とする都市公園法の一部改正が行われておりますとの説明。

委員より、北部運動公園、南部運動公園、千本運動公園は、運動公園施設だけの公園ではないか。回答として、野球場、サッカー場、陸上競技場とか、それ用の競技能力を備えた施設となっており、本町の公園は運動場不適ということで都市公園法の定める運動施設は該当しない状況との説明がありました。

次に、佐々町立幼稚園設置条例等の廃止について教育次長より説明。平成30年3月31日をもって佐々町立幼稚園の運営を終了するため、佐々町立佐々幼稚園条例等を廃止するとともに、関連する条例の一部を改正するものとすることです。それと、平成30年3月31日付での公民館の供用廃止に伴い、佐々町公民館施設条例及び佐々町公民館使用料の一部を改正するもの、平成25年に解体した佐々町武道館の廃止及び平成28年度に完成した佐々町地域交流センターの設置に伴い、佐々町住民センター設置条例の一部を改正するもの、平成25年に解体した佐々町武道館の廃止に伴い、佐々町施設を構成する施設及び施設使用料の一部を改正するものの説明

を一括して受けました。

委員より、保育所の徴収について経過措置を規定するとあるが、条例がなくなったらどこに明記するのか。事業理事より、佐々町立幼稚園設置条例等を廃止する条例というのが残りますので、その条例の附則でうたっておりますので、御心配の点は大丈夫ですとの説明。

委員より、子ども・子育ての幼稚園保育に係る部分は佐々町としてどこの所管として考えていくのか、どこまで民間の認定こども園に関与できるのかなどの質問。回答として、教育長より、学校教育法に幼稚園は規定されています。児童福祉法で保育所というのが規定されています。しばらくは、教育部門については教育委員会、両方の取り組みでやっていかなければいけないと思っております。

執行部より、施行の運営等につきましては、民間の方で、教育認定、保育認定とか、その利用の前提となる認定とか保育料の決定については従来どおりです。施設の需用費、運営費に関しては、町のほうに請求していただき、国・県の補助についてはかかわってきたいとの説明がありました。

その他報告といたしまして、県営ため池整備事業について、事業の繰越についてその他の報告を受けました。

お手元に配付しております産業建設文教委員会の報告を御一読お願いいたします。

これをもちまして産業建設文教委員会の報告を終わります。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君降壇）

**議 長（淡田 邦夫 君）**

総務厚生委員会、産業建設文教委員会の委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第 6、委員会報告を終わります。

10分まで暫時休憩といたします。

（11時06分 休憩）

（11時15分 再開）

— 日程第 7 一般質問（平田康範議員） —

**議 長（淡田 邦夫 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、7 番、平田康範議員の発言を許可します。7 番。

**7 番（平田 康範 君）**

7 番、平田でございます。議長からの許可をいただきましたので、質問通告書に基づきまして、一問一答で質問をいたします。今、11時15分ですので、昼までに終わるように、簡潔明瞭にお答えをいただきますようよろしくお願いいたします。

まず、本論に入ります前に、平成29年の12月29日発行の地元新聞に、施設整備関連の記事が掲載されておりましたので、内容を紹介させていただきまして、本論に入りたいと思っております。

まず、記事の内容でございますけれども、「佐々町、懸案事項への対応鈍く」と大きく見出しが掲載されておまして、内容につきましては、現職の古庄剛氏が 3 選を決めたと。県内では数少ない人口増に成功している町政が「信任」された格好だということで載っております。ま

た、一方、庁舎をはじめ、老朽化した公共施設への対応は先延ばしされてきたと。選挙から半年が過ぎた今も、こうした懸案への動きは鈍いと。特に、庁舎は建設からまもなく50年を迎え、国の耐震基準を満たしておらず、改修するのか、建てかえるのか、判断が迫られていると。再選後、方向性を話し合うための内部組織を年度中に立ち上げる方針を示したが、実現時期は来年度にずれ込む情勢だと。

以上が庁舎関連につきましての記事の内容でございますが、通告しております庁舎整備事業に向けた取り組みでありますけども、平成28年6月議会において、庁舎整備事業については検討すべき時期ではないのかということで、私も質問いたしておりますことから、今回、改めてこの庁舎整備事業についてお伺いをいたします。

庁舎整備事業につきましては、現在、佐々町公共施設等総合管理計画の中で検討が進められておるものと思っておりますけども、御存じのとおり、元号が平成での事業年度は実質1年あまりでございます。庁舎整備事業については、やはり早期に方針を打ち出されるよう、ここで強く求めて質問に入るわけでございますが、皆さんも記憶もまだ新しいわけでございますが、御存じのとおり、28年に発生しました熊本地震におきましては、宇土市を初め、3市2町の庁舎が倒壊の危険性が高い、あるいは損害のため、庁舎が封鎖されたということから、業務機能を他の公共施設に移転する事態となっております。

やはり、自治体の庁舎は防災拠点機能を備えた重要な公共施設であるわけですが、平成29年1月26日開催されております総務厚生委員会において、現在の庁舎の状況及び今後の対応について、説明がなされているようでございます。その中で、最終的には現庁舎を耐震プラス長寿命化する案と、文化会館前駐車場で建てかえの2案で、今後検討を進めるというようなことになっているようでございます。庁舎整備については、防災の観点からも、早急に結論を出し、方針を示すべきだということで、率直にお伺いをいたします。庁舎整備事業はどのような方針で進められるのか。やはり方針を早く示さなければ、先に進まないわけでございますので、いつまでに方針を示されるのか、まず率直にお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議員御指摘のとおり、昭和44年にこの建築されまして、49年が経過しているわけございまして、議員が御指摘されましたとおり、耐震も0.19ということで、耐震基準を満たしていないということでございます。長崎新聞等でもちょっとお話が載ってましたけど、これはさっきの総務厚生委員会でも先ほどお知らせしましたとおり、御説明をさせていただいたとおりでございます。今後の庁舎のあり方っていうのを考えるときに、今2つの方法があると。長寿命化をやるのか、耐震工事をやるのか、建てかえるのかと、これは二者択一になるのではないかと考えております。現在、今、担当職員レベルでの調査研究というのを行わせておまして、他自治体への視察研修も今、行いまして、情報収集を行っているところでございます。

今御指摘がありました庁舎というのは、やはり災害発生時に対応の拠点となるという、おっしゃったとおりでございます。施設でありますので、やはり災害発生時に機能しないということは許されないことではないかと思っておりますし、我々もそういうことで十分承知はしているつもりでございます。しかし、やはり費用面というのを考えたとき、今後の佐々町の財政に多大な影響を与える案件でもありますので、今、担当者レベルでの調査研究を踏まえまして、その後やはり管理職レベルでの検討を行いまして、その内容をゆっくり勘案しながら、できる限り早い段階で、今後の庁舎のあり方というのを判断しなければならないということで、その後、やはり皆様方に説明をさせていただきたいと思っております。

時期がどうなるのかというのはちょっと、なるべく早い時期ということで、御協力をお願いできればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

7 番。

7 番 (平田 康範 君)

なかなか時期のほうがここではっきり出てこないわけですが、言いますように、先ほども言いましたように、本町の庁舎、これは現行の耐震基準以前に建設されておまして、IS 値も 0.19 となつてくるわけですね。話もございましたように、地震で崩壊、倒壊する危険性も相当高く、言いますように、間もなく耐用年数 50 年も迎えることになるわけですから、これは内部で早急に検討されまして、早い時期ということでございますので、これは早急に結論を出していただくということを、ここで強く求めて、次の質問に入ります。

ただいまの町長より整備事業については、そういった形で早い時期に方針を示したいということでございますけれども、この庁舎整備を進めるに当たって、委員会等も必要になってくるわけですが、町民の視点、それから利用者の視点からお伺いしたいわけですが、町にとりましてもこの事業については大変大きな事業になるわけでございます。この事業を進める中で、私なりに考えたわけですが、基本的な構想といたしましては、やはり町民に開かれた利用しやすい庁舎、あるいは町民の安全を守る防災機能の拠点とした庁舎、さらには無駄を省いた経済的な庁舎といったようなことが盛り込まれることが最も重要かと思うんですが、そのほかにもいろいろ基本的な考え方、あるいは総合的な見地から必要な、今後、調査検討を要することにもなるかと思うわけです。

そういったことから、この特別委員会を設置する必要があるという観点からお伺いいたすわけですが、委員会の設置につきましても、28 年の 6 月議会において、私一般質問をいたしておりますけれども、町長のそのときの回答としましては、庁舎事業については、耐震の問題もあり、町としても早急に方向性について結論を出さなければと思うと。また、特別委員会の設置についても考えなければとの答弁をいただいております。

そういうことで、今後の情報の共通化など、行政と、行政による民主化の観点からも、これ、何て言いますか、規則ですか、とか要綱で多分設置できると思うんですが、私的諮問機関といたしまして、先ほど言いますような庁舎整備に係る検討委員会、これを早急に設置しなければ、この事業は先に検討する余地もないと思うんですが、この庁舎整備事業に係る検討委員会の設置、これについてどのような見解をお持ちか、お伺いをいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

仮に庁舎を建てかえるとした場合は、議員の御指摘のとおり、やはり住民の皆様とか、要望とか御意見がたくさんあるわけでございますので、十分お聞きする必要があるのではないかと考えております。

その一つとして、先ほど申されましたように、検討委員会とか諮問機関の設置ということで御質問がございました。やはり現時点では、耐震化か建てかえか、いずれかの方針というのを、やはり進めるについては、今後、方針がまだ未定でございますので、それについては今後十分に検討して、考えていかなければならないと思っております。

今、今後取り組みの中で耐震化か建てかえかの方針が決定した場合には、やはり町としまし

でも郵便によるアンケート調査とか、ホームページを活用した、そういう御意見なども募集もやっつけていかなければならないと思っていますし、やはり住民の方の御意見とか御要望を、例えば新しい庁舎を建てる場合にはそういう機能などを検討していただくということで、基本構想とか基本計画を策定しなればならないということを考えておりますので、そうした検討の場として、やはり諮問機関といいますか、そういう検討委員会の設置が必要になるのではないかと、我々としては考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（平田 康範 君）

それじゃ、3問目に入るわけですが、庁舎整備事業につきましては、やはりコンセンサスが求められる事業でございます。そういうことで、もう町長も言われましたように、やはり意見を広く聞くための町民、それから学識経験、あるいは各種団体等の代表、そういった方々との、入れた中での委員会を構成していただくということを、ここで求めておきたいと思っております。

次に、先ほどのこの庁舎整備事業につきましては、資金面に問題があるということで町長お答えいただきましたけども、財源確保について、もし建てかえた場合の財源確保について、やはり検討が必要だろうということでお伺いいたすわけですけども、この財源確保につきましては、やはり安定的かつ計画的な財政運営を行うためには、最も重要なことであるわけですけども、本町においては庁舎整備事業をはじめ、先ほども言いましたように、学校施設、あるいはごみ焼却場、それから下水道処理場などの整備更新といった、公共施設の大型整備事業が今後、想定をされているところでございます。

現在の収支状況と、やはり今後の事業量、そういったものを勘案しながら予算編成や予算執行、これについては当たっていかれると思っておりますけども、やはり庁舎整備事業については、現在までは国のこういった財政措置ですか、そういったものはあまりなかったということでございます。そういうことになれば、やはり自前の財源により建設することが基本ということでございますけども、ちょっとネットでこう調べてみましたら、平成29年度より庁舎の建てかえ事業については、新たな地方財政措置制度が創設されているようでございます。

中身につきましては、この事業年度が平成29年度から32年度までに完成したことについては、この制度が適用できるというような内容であったようでございます。そういったことで、この32年度完成ですから、この制度は本町も利用できないわけですので、今後このような財政措置ですか、こういったものがまた新たに出てくるかは、まだ不透明なあるわけでございますので、そうしますとやはり自前で財源を確保するというのが必要になってくるわけですが、先ほどの総務厚生委員会において、現在保有しております公共施設整備基金の活用と、仮称とはなっておりますけども、佐々町庁舎整備基金条例案、この設置について説明がなされており、整備基金の設置については検討されているのかなというような思いをいたしたわけでございますけども、この基金設置についても、28年の6月で私も質問をいたしております。

そういったことで、今後この庁舎整備基金の設置に向けて、具体的な方針はまとまっているのかどうか。それから、まず説明の中で、公共施設整備基金のあり方については、企画課が各課での調整をお願いし、基金の整備について、内部で検討すると説明をなされております。それで、そういったことで、この検討された結果、どのような結論に至っているのか、この問題について、以上、3問目につきましては、庁舎整備基金の設置の方針と、それから公共施設整備基金の今後のあり方、検討なされていると思っておりますので、その検討結果はどうだったのかをお伺いをいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)  
町長。

町 長 (古庄 剛 君)

今、平田議員さんもおっしゃったように、佐々町には公共施設がたくさんあるわけございまして、年数も大変たっているところもありまして、学校とか、体育館とか、道路もそう、橋梁もそうですけど、そういうリニューアルといいますか、そういうこともやっていかなければならないということで、たくさんの資金がいるわけございまして。

先ほど御質問ありました平成29年度の地方財政措置が、先ほどお話がありましたように、市町村役場の機能緊急保全事業というのが創設されたということで、これは平成32年度までの、言われましたとおり、制度となっておりますわけございまして。この措置っていうのが、32年度までに建てかえを完了しなきゃならないと、これはそういうものではなくて、32年度末までに、地方債の、同意を得た地方債であれば、元利償還金の30%ですか、30%の基準財政需要額にそれを算入しましょうということで、上がっていると思っております。

御存じのとおり、庁舎建設っていう、今から例えば新たにするという場合にも、やはり長い期間が要るわけですね。それから、住民の同意するとかいろいろな問題が出てきますので、そういう現行制度っていうのが、現行制度で、今の制度で、この地方の財政措置っていうのは、活用するのはなかなか厳しいのではないかと今考えております。また、仮に延長が行われた場合は、やはり地方債の充当残につきまして、基金を、先ほど申されましたように、活用しなければやっていけないわけございまして、そのための基金はやはり必要ではないかと、私としても、議員がおっしゃるとおりでございましたが、そういうこと考えております。

現在、公共施設整備基金というのが30億円の残高、大体30億円程度だと思っております。そういう中で、現在、町としまして10カ年の公共施設整備の事業の事業計画というのか、どのように公共施設にどう資金を配分するのかっていうのが、今、必要なときに精査しているわけございまして、やはりその後、基金の再編っていいですか、先ほど庁舎関係の建設基金っていいですか、まだ名前も決まってないんですけど、そういうものを皆さん方に、議会に、また今後十分検討して、やはりそういう基金のやり方についても、やはり議会のほうにお話をして、提案をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)  
7 番。

7 番 (平田 康範 君)

基金につきましては、また今後検討するということございしますが、これは詰めて、やはり一括して庁舎整備事業関係とか絡んでくるわけですから、これあわせて早急に検討して、また議会のほうにも報告をいただきたいということで、通告書の2項目でございまして、農業振興及び有害鳥獣被害対策の現状と課題ということで、お伺いをいたします。

まず、1点目の農業振興対策でございしますが、中山間地が多い本町は、大規模の経営は不可能であるわけございまして。また、そういったことで規模拡大、これもできる農地は少なく、各地域の集落や、それから農地の実態に即した農地の利用による農業を継続的に取り組むということが、もう現在の佐々町の農地の実態だろうと思っております。

また、農家戸数の減少や、農業従事者の減少あるいは高齢化、さらには後継者不足、そういった要因で、御存じのとおり、本町の耕作放棄地が各地に拡大しているというのも事実であるわけございまして。

そういったことでお伺いいたしますけれども、新年度からどのような取り組みによって、本町

の基幹産業でございます農業、この振興を図っていこうというような考えを持っておられるのか、まずそこをお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の御質問、大変難しい質問でございます、やはりもう私もいろいろな手を打つっていても、農業振興というのが、今やっているんですけどなかなか厳しいということ。もう私も一般的なちょっと答えしか持っていないわけでございますけど、やはりこの佐々町というのが、先ほど議員が申されましたように、この中山間地域でございます、大規模農業がなかなか厳しいわけです。それで、やはりその農地の集積もなかなか今できないと。農業委員会もお願いしているいろいろやっているわけで、なかなかこう、やはり厳しいわけでございます。

今、米と、イチゴと、それからお茶、畜産などが、佐々町としての主な農産物ではないかと考えているわけでございます、やはり多面的な機能って、中山間地域の農業の振興を図っていくのは、やはり我々としても地域の活性化を図る上で、もう大変、やはり重要なことだと私も思っているわけでございますが、やはり先ほど議員が申されましたように、近年のこういう高齢化社会といいますか、高齢化でなかなかいないと、それに担い手も不足しているということで、やはり耕作放棄地が年々増加しているということで、なかなか我々も厳しいわけでございます。

やはり、今後は農業の活性化をするためにどうするのかと、今、お話がありました。やはりこの担い手っていいですか、そういう担い手を育成するための支援とか、農業生産の環境の整備っていうのを推進していかなければならないと思っていますし、この地域の資源っていいですか、いろいろな資源っていいですか、そういう特性を生かした農業の振興っていいですか、そういう展開を図っていかなければならないんじゃないかと。特産品とかいろんなものができると思います。佐々町に特化した農産物をどうするのかということも考えていかなければなりません。

これは、やはり佐々町とそれから農協、県とか、そういう各種団体がいらっしやいますので、それと協議をしながら、そういう方向性も務めていかなければならないんじゃないかと思っておりますし、やはりそういう方向性でやらせていかなければならないと思っておりますので、今後とも、議員も農業のほうへ詳しい人ですので、御協力をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（平田 康範 君）

今の町長から答弁いただきましたけども、一般的な考え方ということで、具体的な方針とか、示されなかったわけでございますが、言いますように、佐々町は農業が基幹産業でございます。ぜひ、今町長が考えておられること、これを基本としたものにして、具体的な取り組み、こういったものを早く打ち出されまして、守る農業より挑む農業、これで未来を切り開いていけるような農業振興、そういったものを早く打ち出していきたいということを申し上げて、次の質問に入ります。

農業振興を図る対策として、集落営農組織、そういったものと、それから育成、そういったものについてどのようにお考えかということでお伺いをいたすわけでございますが、本町の農

業は平成27年調査の農林水産省統計を見てみますと、販売農家が227戸、うち58戸が75歳以上です。さらに、5年後は4分の1が80歳以上になると推測をされているようでございます。調査時点では、平均年齢が69歳となっております。また、耕作放棄地は94.6ヘクタールで、前回の調査からしますと18.5ヘクタール拡大しているということでございます。

また、今日まで交付されておりました経営所得安定対策、これに基づきます米の直接支払交付金ですか、これも終了したということで、所得面においても、大概の農家の方につきましては厳しくなってくるということで、いろいろと農業を取り巻く環境、こういったものが厳しさを増してくるわけでございますが、このように農家戸数の減少や、後継者不足による農業従事者の減少と高齢化、そうしたものが進む中で、農業を、やはり持続的に安定させるために、集落等の対応として、地域農業に取り組む集落営農組織、これが他の自治体で設立をされているところもございます。

そういったことで、ちょっとお伺いしたいんですが、特に中山間地の集落農家、二種兼業農家がほとんどでございまして、農外収入への依存度が高く、またさらに農地が、言いますように、不便な地域は農業機械等の購入、これも差し控えるというのが現在の傾向であろうと思うんですが、これもやはり農地が荒廃していくということ予測すれば、こうした農業環境の悪化、これを食いとめるためにも、やはり中山間地での担い手となるリーダーの育成、それから農地の集約化、あるいは農業機械の共同化、そういったものに取り組むことができますこの集落営農組織、そういったものを設立するのも一つの政策だと考えているわけでございますが、この設立について、県や農協などの関係機関、それからこの組織を設立するためには、やはり各支部の協力というのにも必要になってまいりますけども、こういった組織を設立してもいいよというような営農支部、これについては、やはりこういった集落営農組織の設立ということも考えて取り組むことも必要かと思うんですが、この組織の設立について、どのようなお考えをお伺いをいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

今、集落営農でお話がありました。だんだん高齢化して、なかなかこの農業というのが難しいわけございまして、我々もなかなか厳しいところにきているわけでございます。

現在、農業において、集落内の耕作放棄地というのが、先ほど申されますように、耕作放棄地が増加しております、担い手も先ほど申しましたように問題となっているということで、その対策として集落営農ということで、今、平田議員さんがおっしゃったと思っております。集落営農のメリットといいますか、これはやはり構成員の能力とか、体力で役割分担ができるということとか、機械の共同利用ということもあるわけでございまして、それによって作業の効率化を図るということで、効率的な運営で、農業の生産性を向上するというところでございまして、担い手を確保しながら、農地の維持、それから発展につながるんじゃないかということだと思っております。

また、女性や高齢者などの多様な人材が活躍しているということでお話があつてございまして、これは集落が一体となって集落営農施設を進めるということは、やはりそういう共同活動の場をふやすということが、連携感を深めるということも重なりますので、やはり地域づくりに貢献はできるのではないかと思っております。

これの集落営農というのが、先ほど営農支部単位とかいろいろ単位があるわけでございます。それからもう1つは、国とか県とかの、地域の関係機関ですね、農協もそうですけど。それとやはり連携をしなければならぬということで、やはり集落農業というのを守る有効な方法と

思っております。我々も集落農業のリーダーとか、先ほどお話がありました、リーダーを発掘して育成などというのをやっていかなければならないと思っておりますので、やはりそういう組織と連携をしながら、こういうことをどうするのかということは、やはり十分検討してやっていかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（平田 康範 君）

それでは、ちょっと質問を変えまして、地域おこし協力隊の現状と支援体制ということで伺いをいたします。

本日、地域おこし協力隊の活動状況などをちょっと詳しくお聞きしようかなと思っておったわけですが、実は3月の広報さざのほうに活動報告が掲載されておりましたので、ここにつきましては詳しく伺うことはもう差し控えたいと思いますが、実は他の自治体において、活動報告会も開催されております。そういったことで、日ごろから隊員の活動状況、そういったものも地域、あるいは町民の方と共有されているという自治体もございます。さらに、1月4日、東京都内で地域おこし協力隊の全国サミットが開催されておりまして、そこで現在活動されている隊員、それから経験者によるパネル討論が行われまして、住民との信頼関係を築くことが最も重要で、また自分を飾らず、地域との対話を重ねる、これも大事だというような相次いだ意見が出ているようでございます。また、野田総務大臣が出席されておりますが、その中で、協力隊と行政、住民が力を合わせ、地域づくりに取り組めるよう応援したいと挨拶をされております。

そういうことで本論に入りますが、広報さざで現在取り組みされている現況等については、先ほど言いますようにおおむね理解をいたしましたところでございますが、制度の概要に記されております地域への定住、定着について伺いをいたします。

この地域おこし協力隊は、一定期間、御存じのとおり地域に移住し、それから地域ブランドや地場産品の開発、それから販売、PRなどの地域おこしの支援、それから農業水産業への従事、住民の生活支援などをもとに、地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図るというのが概要の中に掲げてあるわけです。

平成29年3月末の調査時点では、約6割の方が任期満了後に同じ地域に定住されているようでございます。今回、広報誌で活動報告されておりますけれども、この定住あるいは定着についてどのような考えかちょっとわかりかねますので、お答えできる範囲内で結構でございますので、この定住あるいは定着についてどのようなお考えかをお伺いしたいと。

また、あわせて、関連してお伺いをいたしますが、昨年9月議会において、12月より2名新規採用したいということで、地域おこし協力隊費の補正予算が計上されております。しかし、3月の補正を見てもみると、これの事業費が減額補正されております。また、佐々町のホームページを見てもみると、2名の協力隊の新規募集がなされております。申し込み受け付け期間が平成30年1月6日より平成30年2月14日で、4月2日着任というようになっているようでございます。そういうことで、この9月に2名補正された2名、これについてどういうふうな応募状況だったのか。それから、先ほど言います、この隊員の定住、定着についてのお考えをお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

地域おこし隊の先ほど、現況ということで、今後受け入れ体制でございますけど、これは今、平成27年度が一番真っ先でございます、3年目を今迎えているわけでございます、平成27年度の採用者に関しましては、地域のイベントとか積極的に参加していただいております、商工業者とか地域ボランティアの方々とも協力して、今、地域おこしを取り組んでおられるということで、具体的にはストロベリーフェスタとか、それからシロウオ漁の体験のイベント開催をされておりました、県内外の各種イベントに出展で、町の特産品等をPRしていただいていると、そういうことで、いろんな事業化への取り組みをしていただいております、やはり町内のイベントのスタッフとして参加しておられると。今後やはり3年後はどうするのかと、3年間で任期切れるわけです。やはり町に移住っていいですか、定着していただいて、各種事業を、町として、していただければと思っていますし、今後もそのような計画をしているわけでございます。

それから、28年度の採用者につきましては、今、将来の地域の担い手ということで、現在農家さんに協力をいただいております、農業研修を受けておりました、町内で農業就農するという今、準備を進められて、1名の方が進められているという現状でございます、これも少しでも、1人でも構いませんけど、やはり今後の佐々町農業の活性化に生きていくのではないかと、我々も期待しているところでございます。

それから、地域おこし協力隊の今後と受け入れ体制でお話が先ほどありました。9月の補正で計上させていただきました地域おこし協力隊の応募状況でございますけど、10月から11月にかけて募集を行いまして、1名の応募がありました、面接を前に、辞退を、残念ながらされました。その後、先ほどお話がありましたように、12月から2月にかけて募集を今行っているわけでございます。3名の応募がありました。うち1名の方から、面接の案内をさせていただいた際に辞退がございまして、2名の方が面接を受けるということで、現時点ではまだ採用の決定はしてないわけでございますけど、今月面接の予定をしております、佐々町役場の農業の実態などをよく見ていただきまして、佐々町の農業に取り組んでいただければと、我々は思っているんですけど、そういう今期待をしているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

7 番。

7 番 (平田 康範 君)

地域おこし協力隊、やはり全く知らない地域に飛び込んで、そして農業等、あるいは食、それから観光、あるいは移住交流などいろいろなテーマを持って取り組みをされるわけでございます。地域おこし協力隊の自治体、そして地域の住民が一丸となり、そして活動されているこの協力隊は、先ほど言いますように、着実に実を結んでおられます。そういうことで、ぜひこの活動状況など、みんなが共有できるような体制づくり、それから、この地域に入られるときのフォローアップですか、これもやはり必要だろうと思っております、そういった体制を充実されるように求めて、この地域おこし協力隊の最後の質問になろうかと思っております、活動支援についてお伺いをいたします。

事業をはじめするには、どのような事業でもやはり起業資金というのが必要となつてまいりますが、協力隊の方も同様と思っております。実は、地元新聞に、これはもうこちらにおられる1名の方が掲載されておりましたけれども、資金調達、そのために調達目標を掲げ、出資者を募っておられる内容の記事が掲載されておりました。これは個人的にされておられるのかなというような考えでおるわけですが、実はこういった活動支援につきましては、協力隊の取り組

みやそれからプロジェクトに対して寄附ができる、地域おこし協力隊クラウドファンディング制度ですかね、これが利用でございますが、これについてはネットを利用して、利用するわけですが、寄附は自治体のほうに寄附をすると。寄附金はもうふるさと納税と同様に、税制面の優遇が受けられるっていうようなこの制度のようでございますが、こういった制度も本町で考えて、そして今後、地域協力隊の方の起業、あるいはいろいろなイベントに対する支援、そういったものに向けたことにも利用できるんじゃないかと思うんですが、この制度の利用について、どのようなお考えかお尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

間もなく12時となりますけれども、一般質問が終了するまで時間を延長させていただきます。企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

今の御質問の地域おこし協力隊のクラウドファンディングの制度についてでございますが、もう今お話があったようなことで、ふるさと納税を活用する形で起業資金に向けた調達をするという制度でございます。若干こう、制度を少し御説明をさせていただきますと、協力隊の期間が3年間ということになりますけれども、3年目を迎える2年目を過ぎたところからの、いわゆる任期満了までの残り1年と、任期満了が来た後の、いわゆる協力隊ではなくなった後の1年、含めて2年間の中で、先ほどから地域づくりというお話もありましたけれども、地域づくりへ向けて取り組みをする、そういった事業について町が公益性が高いという判断をしたときには、ふるさと納税の取り組みの一つとして、通常は返礼品とかそういったものを設けてのふるさと納税ということになりますけれども、内容を少しこういったものも盛り込んでいくというふうなことの制度になっております。

現時点ではふるさと納税を活用した地域おこし協力隊のクラウドファンディング制度を活用するということまではいっておりませんが、今回、先ほどお話がありました1人の協力隊の隊員が取り組んだのが、ふるさと納税制度でのクラウドファンディングではなく、民間が全国的に行っているクラウドファンディングに応募した。長崎県内では十八銀行と長崎新聞社とNCC（長崎文化放送）がありますけれども、そういったところが長崎県の中で軸になって動いた制度がございます。そこに手を挙げて、今回、70万という資金調達目標を掲げて、今回、取り組んで、2月の27日が期限でしたけれども、100%以上達成したというふうなことで、今後、ごらんになったかと思えますけれども、いちごもろぶた寿司ということで商品開発をさらに進めていくというふうなところになっていっているところでございます。

御質問のように、今後、まだ協力隊はおりますので、今後、企業へ向けて展開していくときのその資金調達というのは、先ほど総務大臣の話もありましたけれども、非常に重要な課題であるというふうには思っておりますので、そういったところが支援できるように、体制づくりはするべきだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（平田 康範 君）

それでは、時間が無いようでございますので、次の有害鳥獣被害防止対策について、お伺いをいたします。

イノシシ被害防止対策につきましては、御存じのとおり、ワイヤーメッシュ防護柵による被

害防止と、それから猟友会の方々によります箱罠での捕獲、これがなされているわけですが。

本町の過去 3 カ年のイノシシ被害による水稻被害、この状況を見ても、水稻共済細目書、ベースではございますけれども、平成 27 年度は 23 筆で 174.8 アールの被害、それから 28 年度は 21 筆で 205.9 アール、それで 29 年度は 35 筆で 258.9 アールということで、いろいろ努力をされているにもかかわらず被害面積は拡大しているというのが現実でございます。

このようなイノシシ被害に加えまして、近年におきまして、志方地区、それから、大茂地区。本日、ちょっとお聞きしましたけれども、木場地区でも出まして、ブロッコリーが 1 畑全部やられたというような、ちょっとこれ、確認とっておりませぬけれども。そういった話で、野生化した鹿が、今、出没しており、今後、生息域が拡大することが懸念されるわけでございます。

野生鹿の被害は、言いますように、農作物以外にかじる、こういったものの被害を及ぼすし、また、せっかく育ててきたヒノキ、そういったものの樹皮をはぎ取って食べるということで、立木はそのまま枯れてしまうということで、林業への被害も新たに、現在もう出ているようでございます。鹿がかわいらしい印象をお持ちと存じますけれども、野生化した鹿は、農業・林業関係者にとっては紛れもなく有害動物でございます。各自治体は、イノシシの捕獲奨励金とは別途の基準で報奨金が支払いされ、そして、イノシシ捕獲に力を入れておられるということでございますが、こういった捕獲、報奨金の見直し、そういったものと、それから繁殖は、鹿が繁殖は高いということで、やはり短期間に個体を減少させなければ、今後、被害が、相当ふえると思うわけでございます。そういったことから、こういった有害鳥獣に対しまして、県など関係機関と協議して、捕獲と、それから防護、この両面から早く総合的に対策を講じる必要があると思っております。

そういったことで、鳥獣被害につきましてはこの鹿の報奨金の見直し、それから、総合的な対策を打つためのそうしたことについてどのような見解をお持ちか、お伺いをいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

今、鹿の被害が多いということで、今お話が、志方、大茂地区、木場も出たというお話を聞きました。鹿の被害につきましては、営農組合を通じて、今、農作物の被害状況調査ということで調査をしているわけでございますけど。現在、鹿で被害というのはなかなかないということでございますけど、やはり農業、皆さん、農業関係者の話では、先ほどお話がありますように、木の幹等を傷つけられているとか、そういういろいろなお話も伺っています。過去にイノシシ用の箱罠に鹿も入っておったという、捕獲されたという実績もありますので、今現在、生息についてはどういうふうになっているのか、把握はしているところでございます。

それから、報奨金についてお話がありました。今、鹿 1 頭当たり 2,000 円ですかね、支払いを今行っているところでございまして。

もう 1 つは、組織の面があるわけでございます。この佐々町のイノシシ等の防除対策協議会というのが、平成 21 年に組織をされておりまして、猟友会とか県、農業者等で組織されて、今、捕獲とか駆除、棲み分けの 3 対策を、今、行っていただいて協議を今重ねているところでございます。

現在、イノシシによる農作物被害が大半を占めているということで思っておりますけど、やはり鹿とかアライグマ等についても、やはり個体数の増加が、先ほど議員が申されますように、やはり危惧されるということは我々も重々承知しているわけでございます。そういう被害の実態の調査をやはり引き続き調査を行いながら、やはり今後、どういう対策を、手を打つのかと

というのは、やはり関係機関とよく協議をして進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（平田 康範 君）

最後の質問になるかと思うんですが、対策協議会があるということでございますが、これは、多分、イノシシを対象とした対策協議会と思うわけでございますが、やはり今言いますように、鹿も出てきますし、また、アライグマとか何かもいろいろ野生化した動物が、今、もう出てきているわけですね。そういったことを考えてみますと、やはり野生動物を相手にする被害防止、これ、短期間で大きな成果を上げるということは大変難しいことでございます。やはり継続的に取り組む必要があるわけでございますが、その取り組みをするためには、やはり新たな特定鳥獣被害防止対策協議会、そういったものも立ち上げて、イノシシ以外にやはり鹿とか、いろいろな野生化した動物、そういったものを捕獲するといいますか、そういった被害防止を行うための新たな協議会、これも設置する必要があるかと思うんですが、その設置についてどのようなお考えか、最後の質問としてお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、先ほど申しましたように、イノシシ等の防除対策協議会ですか、今、佐々町にあるわけでございます。今、お話がありました特定鳥獣被害防止対策協議会を設立したらどうかというお話が別にありましたけど。どちらにしてもどうするのかというのは、今後、十分検討させていただければ。もう 2 つの組織がそうできるの、簡単にですね。できるのかというのもあるし、イノシシというのを限定している、これイノシシ等でございますのでね。そこら辺の話がどうなるのかというのも出てきますので、やはり両方今後、十分協議してやっていかなきゃならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、7 番、平田康範議員の一般質問を終わります。

1 時 15 分まで、暫時休憩といたします。

（12 時 12 分 休憩）

（13 時 15 分 再開）

— 日程第 7 一般質問（須藤敏規議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、8 番、須藤敏規議員の発言を許可します。8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

8 番、須藤敏規でございます。

質問通告書に基づきまして、農林業の振興についてと教育行政の推進について質問をいたします。

先ほど来から農家の同僚議員のほうから農業振興について質問があったようでございますが、町長のほうからは、振興については今のところは考えがないと残念な回答があったわけでございます。一般論の現状の話しかなかったものですから、ちょっと切り口を変えて質問をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

御存じのように、佐々町の地域再生協議会を主体といたしまして、農業を基幹産業として農業が行われておるわけですけれども、作物ごとの取り組み方針を協議会の中で掲げられて、国県町、関係団体一体となって取り組んで、農業振興に取り組まれていることであります。

そこで、農林業政策として各種の農産物の振興・補助を行っているわけでございますが、町長なられて9年目になるわけですが、その成果について、所得の向上について、どのようになっているのかという原課のほうからのまとめのところをお伺いしたいと思います。課長、お願いたします、町長、どうぞ。

議 長 (淡田 邦夫 君)  
町長。

町 長 (古庄 剛 君)

先ほど痛いところを突かれまして、私も大変申しわけございません。

議員も御承知と思っておりますけれども、地域再生協議会の中で、農業振興、農産物の振興ということで、国とか県の補助事業を活用しながら、収量の増量、それから経営の規模拡大ということで、施設とか機械の導入について支援を行っているわけでございます。いろいろな成果はどうなっているかということでお話を伺いました。

各種事業取り組みということで、まずイチゴについては、何点かあるわけでございますけど、イチゴについては5年前と比較いたしますと、農家1戸当たりの平均単収と申しますか、それが単収が1.5倍ぐらいになっているということでございます。

畜産については、高齢化というのが来ているわけでございますけれども、やはり飼養戸数とか頭数については減少傾向にあると思っておりますけど、10頭以上の飼育をしている多頭の飼養農家につきましては、1戸当たりの平均飼養頭数と申しますが、約2頭ふえておりました、約22頭ということになっておりました、また、議員も御承知のとおり、平戸口の家畜市場ということで出しているわけでございますけど、平均価格というのも5年前に比較いたしますと、1頭当たりの平均販売価格というものが44万円ぐらい増加したということをお聞きしております、大体平均86万円を取引をされたということをお聞きしております。

加工用タマネギも裏作ということで、タマネギにつきましても平成26年に推進を開始いたしました、耕作戸数が2.3ヘクタール増加しまして、3.5ヘクタールということで拡大をしております、以上のような各種支援をしながら、やはり今後とも一定の成果が見られているのではないかと思いますし、今後とも、これについても十分皆さん方と、関係者皆さんと協議しながら、やはり農家の所得向上と申しますか、そういうことで努めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)  
8 番。

8 番 (須藤 敏規 君)

全体的に言ったですかね、イチゴ、牛、それから加工用のタマネギについてはいいような御

回答でございますが、金額的にどうなったかちゅうのはわかりませんが、佐々町が発行しております町政要覧の2011しか見つけ切らなかったんですけど、米にしましては、平成10年が2億5,000万、平成27年が1億7,000万、それから平成10年の野菜、多分これはイチゴとかブロッコリーだと思うんですけども1億4,000万、平成27年が2億1,000万、この平成27年というのは、多分2015年のセンサスの数字だと思うんですけど、そのようになっているようでございます。イチゴ類だけが伸びているようでございます。あと、お茶も平成10年が3,000万で、27年が4,000万と。お茶についてもやはり機械の導入などで伸びているような感じがいたします。

畜産が一番伸びているようでございまして、平成10年が1億9,000万が平成27年のセンサスで2億6,000万、この辺はやっぱり補助をしておる関係で、それぞれ所得の向上は見られるのではないかと考えております。

前回の平田議員の質問の中にもありましたけど、現状維持の中での補助をしながら今のところは策がないということでございましたけれども、早急に新しい新規の考えを提案していただきたいと思っております。

次に、そしたら30年度から米作の減反政策廃止、先ほども出ておったんですけど廃止になりまして、戸別所得補償が1反当たり1,000平方メートルですけども、7,500円、国のほうからいただいておりますが、これが廃止になりました。

そういうことで、主食用米の配分というのが廃止になりまして、どうなるのかとちょっと心配はしておるんですけど、地域の再生協議会の中で、この減反廃止に伴う方向ちゅうんですか、主食用の米の動向ですね、目標はもうつくようになっていないもんですから、どのような状況で作付が行われるのか、ちょっとお聞きしておきたいと思っております。課長、わかれば。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきました主食用水稲につきましては、主食用水稲に対する補助制度が平成30年度から終了いたしまして、米の生産目標も廃止されます。

しかし、生産の目安としまして、昨年までと同様に国県からの生産目標数値が示されるようになっておりますので、それに合わせまして、佐々町の協議会におきましても生産目標数値を示したいという形で思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

廃止になったけれども、県のほうから指示があるということですかね、数字については。そういうことで理解すればいいですね、わかりました。

次に、同じく再生協議会のほうで、作物ごとの計画をあわせてなされております、戦略作物とその他の作物。先ほど言われましたブロッコリーとかイチゴ、畜産の関係の飼料、WSCですかね、牛が食べるのを、これが一番単価が高いということで皆さんこれに取り組んでおられるんですけども、そこら辺の数字というのも、この再生協議会の中で決定していくような形になるんでしょうか、そこら辺をちょっと。

今3月末なものですから、いろいろ国の制度が変わってきよりますので、規約の改正とかいろいろ追加があるんじゃないかと思っておるもんですから、全ては其中で決めていかれるの

か、ちょっとお尋ねしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問の部分では、地域協議会の計画では、本町での現在の主要な作物や地域状況、課題に対応した本町において推進すべき作物を振興作物助成として助成を行っておりますが、現時点では、主要作物、イチゴ、ブロッコリー、加工用業務用タマネギについて、重点的に支援を行ってまいりたいというふうに考えておりますが、今後の人口動態や営農環境のほうも鑑みながら、ぜひ見直しを行って、図っていかなければいけないというふうに思っているところです。以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

ということは、まだ具体的に主要作物を幾ら、何ヘクタールつくるとか、食用の米は何ヘクタールつくるとか、そういうのは具体的にまだ今の段階では決定していないということになるわけですかね、わかりました。

いろいろ先ほどから今後の農業振興について、平田議員からもあっておったんですが、私も同じように、やはり新たな方策をとって進めていかないと、国県の補助ばかり頼っていても、やっぱり高齢化になるし、後継者はふえていかないとと思うもんですから、そこら辺についての考えをお尋ねしても、先ほどないって言われておりましたので聞きにくいんですけども、それじゃ、例えば、新しい補助制度を、今農林業関係の補助金の要綱がございませけれども、客土とかいろんなところあるんですけど、新たな奨励的な制度を見直してつくっていただくことはできないかなと思っておるもんですから、例えを言いますんですけど、ビニールハウスを今設置の補助をするとか、小さいトラクターの導入について、高齢者もできないんですかって、家の周りにビニールハウスの野菜づくりをするとか、そういうものについての町からの助成はできないものかですね。

農協とかほかの団体の、国とかあればいいんですけど、国の制度自体が全体的に大規模とか集約しないとできないような状態なもんですから、それにかからない方々ですね、1人でもいいし2人でも、町としては2人程度でなさっていると思うんですけど、1人でもできるような補助制度ができればですね、家の周りに畑があれば、そこにビニールハウスで野菜をつくる、作物推進に、再生協議会のほうでいろんなニンジンとか書いてありますね、何十項目って書いてあるんですけども、そうすれば定期的に作付して、補助をすれば皿山の直売所に一定量を納めるようにするとか、そういうものを検討して、この地域の再生協議会と一体となって検討していられるお考えはできないのだろうかかなと思うもんですから、その点についてはどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは今、須藤議員さんがおっしゃった、大変いいアイデアじゃないかと思っております。

やはり今補助制度っていうのが規制がかかっておって、何戸当たり何ヘクタール以上といろいろな規制がかかっておりまして、なかなか全体的な補助制度が行き渡らないというのも我々も感じているわけでございます。

やはり小さい農家といいますか、自分たちの自家を所有する者、それから余ったもの、残るものは先ほど物産館、物産ですか、できるということができれば、そういういろんなマルチとかものについて、いろんな補助が可能かどうかというのはやはり全体的に考えてみて、そういう方向性も検討する必要があるんじゃないかと我々も思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

そうしたら、先ほど、なかなか農業振興が進まないと答弁をいただいておりますけれども、さすれば今の進まない課題を、先ほど言われました高齢化とか後継者不足とか、それを除いたところの課題はどう考えておるか。

例えば、集落があっても、高齢化はわかるんですけど、まとまらないとか、水の問題でまとまらないとか、いろんなことがあろうかと思う。ほかの団体ですか、農協の活動が、悪いですけど力が入っていないとか、いろいろあろうかと思うんですけど、本来的には農家個人が頑張っって、後押しするのが町の役目だと思うんですけど、そこら辺でほかに課題は何とお考えか。それとも、この農業について、そういうところでどこまで関与していこうと思われているのか、その考え方をちょっとお尋ねしておきたいと思うんですけども。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私は農協、今高齢化ってお話をしましたけども、その高齢化もあるわけでございますけれども、やはり今、中山間地域でございますので、やはり担い手さんがなかなか見つからないということ。それから、耕作地が狭いということで、そういうことを考えれば、大きく町として考えれば、やはり特産品ですか、特産的なものをやっぱり開発をして、やはりそういう物を販売すると。

しかしながら、そういうこともなかなか、先ほど須藤議員もお話がありましたように難しいということで考えれば、やはり大きいものだけの器を当てるのではなくて、やはり小さいところにも、よく考えて、少しずつやはりそういう方面で町としても、協議会としましても、どういことができるかというのは協議をしながら、やはり小さいところでもこういう、先ほどお話がありました部分について、やはり小さなところでも援助できるような方策があれば、そこら辺も協議して進めていかなきゃならないと思っています。

やはり農作物っていうのは、一番野菜とか何か農作物が、町は農業が主ですから、農業主体ですから、やはりそういうことも協議会とか何かで考えていただいて、町ができるところはやっていかなければならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

ぜひ、その方向で頑張っていたきたいと思う。どうしても補助制度に乗らない方ちゅうのはほとんど多いですよ、集落的に団体でする人とか、認定農業者の方とか、ある程度国は大きく考えて政策をとっておるもんですから、なかなか佐々の場合では合わないですね。ですから 1 人でやっておられる方とか、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、山のことを全般的に伺いたいんですけども、御存じのように、林業公社関係の貸付が毎年度ずっと行われておるんですが、林業公社の資料を見ますと、長期借入金の残高が 298 億ぐらいございまして、佐々町の貸付残高が 7,167 万余あるんですよ。そういうことで償還予定表は決算のところあったんですけど、計算してみたんですけど、西暦の 2060 年、まあ、私がこの世におらない時代なんですけども、分割償還とか一時償還で払っていくような林業公社の計算になっているんですけど、2076 年まで、58 年後ですね今から、で佐々町の貸付金が返ってくるような状況なもんですから、また年々、30 年度も多分予算書にも、まだ見ていないんですけども、上がってくれば、また 1 年ずつ延びて一時償還が繰り返されるような状態なんですよ。

佐々町の条例を見ますと、償還の見込みがないと認めるときは脱退できるってなっておるもんですから、ここら辺で踏ん切りをつけてもろうて脱退するお考えはあるのかな、どうかと思って、お尋ねをまずしておきたいと思うんですけども、考え方を。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

なかなかこの脱退というのが難しいわけですし、一応、町も県・各市町とやはり一体となってやるということで今考えておるわけでございます。先ほどお話がありましたように、29 年度の貸付残高 7,200 万、その返済というのが平成 38 年度から開始されるということで、予定となっておりますけど、毎年こう上がってくるわけでございまして、やはり、現在の荒廃の山林増加ということで問題視されておりまして、やはり森林の適正な管理っていうのが我々も本当に重要になってくるんじゃないかと思っております。

これはやはり、なかなかきちとした管理が行き届かないと、人口も減っているということで、高齢者もあわせて、そういうことで町としてはやはり貴重な森林の施業っていうのは林業公社がやっていただいて、本町の森林の間伐とか管理が行われているということでございます。

林業収入を得るには、もう議員も御存じのように、この植栽から伐採までっていうのは長い期間が大変必要でありまして、なかなかその間が借入金とかそれから補助金を使いながら運用していくということでやっているわけでございます。

町としましても、先ほど脱退の件のお話がありましたけれども、やはりよく各県とか、各市町とのやはり話し合いをやりながら、経営の削減とか収益改善とか、やはり貸付の削減に向けて我々もやっつかないかなきゃならないと思っておりますので、今後協議をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

林業公社の関係はやはりそのようになっておるわけですけども、今協議をさせていただきたいとおっしゃったのはやめることについて、「検討はまだ」の声あり）わかりました。

それから、ちょっと気づいたんですけど、24年6月にこの会社、社団法人から公益社団法人に移行しているんですが、条例上はこれは、これで間違いないんでしょうか。ちょっと質問書を書くときにわかったもんですから、私もちょっとここ見ていなかったもんですからですね、そこら辺をちょっと確認をさせてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

議員御指摘のとおり改正の必要があるようです。お気づきいただきまして申しわけございません、ありがとうございました。町のほうで、佐々町林業開発促進資金の貸付条例と、あと佐々町林業開発促進資金融資損失補償条例というのがありますが、そちらの名称のほうになりますけれども、相手方の名称のほうで、社団法人長崎県林業公社というふうに今載っているわけなんですけれども、こちらが公益社団法人という形に変わっておりますので、改正の必要がございます。次回の議会におきまして改正のほうをさせていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

私が当時気づけばよかったんですが、さっさささ行って、誠に申しわけがございませんでした。ひとつ、これは瑕疵ある議決を議会がしたということでございますので、そういうところを対処なさって、処理を指摘をしております。

それから、林業公社の第7次の経営計画をちょっと見てみたんですけども、私有林の分収割合が6対4から7対3に変更がありまして、契約期間の延長を50年から80年にするということでございまして、こうなりますと、やはり償還計画の見直しとかになって、多分長期長伐だろうと思うんですが、30年に一遍、まあ60年に伐採していくようなことで、下刈りの費用とか伐採の費用を浮かせるということでやられることだと思うんですけども、そうしたら、調べておられたら助かるんですけど、関係者は佐々で何人ぐらいこういう契約変更をされる方がおられるのかですね。こがんとは林業公社からの周知はどうなされたのかちょっと心配するものですか。

それから、資金調達の部類をちょっと見てみたんですけど、県とか市町の借入金の計算がどうなっていくのかなと思うんですね、変更がなっていくんですけども。町の返済金額がまた先に延びるんじゃないかとちょっと心配するものですか、そこら辺はどうなっているか、わかっている範囲で結構です。

そうしたら、今後のその佐々町の施業体制がどうなっていくのかですね。林業公社がそういうような計画を、多分資料送ってきていると思うんですけどですね、わかっている範囲で結構でございます。わからなかったらまた予算のほうでお尋ねしますので。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長、いいですか。

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

それでは今尋ねましたのは、予算の中でまたお尋ねしていきたいと思えます。

それから、新しく長崎森林環境税というのが29年から導入が何か国のほうで、失礼しました、現在徴収されている長崎環境森林税のことでございますけれども、個人とそれから法人については徴収されているわけですね、500円か1,000円か。

それで、要は佐々町で納めた方に対して、これをいかに利用しているのかちゅうのをちょっとお尋ねしたいもんですから、これ町として幾ら入ってきているのかなと思ひまして、その数字をまず聞きたいということと、それを使って町が事業をなさっておるか、まず、この2点をちょっとお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）  
税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

長崎森林環境税ですけれども、こちらは平成19年度から始まったもので県税であります。議員がおっしゃられたとおり、個人と法人から納付をいただいております。

個人の納税義務者ですけれども、町県民税の均等割を納めている方で、県民税の均等割の額にこの長崎森林環境税を500円加算して納めていただいております。町県民税のほうは町が県税とあわせて徴収し、県税のほうを一括して県に納入をしております。

それから、法人の納税義務者ですけれども、こちらのほうは法人県民税均等割を納めている法人で、長崎森林環境税の税額は法人県民税均等割の5%相当とし、法人県民税均等割に5%を加算して納めていただいております。法人県民税均等割額は法人の資本金額によって区分されておりますので、森林環境税のほうは1法人当たり1,000円から4万円の範囲で納めていただいております。

納付状況ですけれども、まず個人につきましてですけれども、本町の場合、均等割がかかっている方が約6,000人いらっしゃいます。それで年に約300万円ほど納めていらっしゃいます。

それから法人につきましては、法人県民税は直接県が徴収しておりますけれども、佐々町では法人町民税ということで、そちらのほうで換算しまして、対象法人のほうは約300法人あります。毎年100万円ほど納めていただいております。

結果、個人と法人を合わせまして、長崎森林環境税のほうを毎年本町では400万円ほど納めている状況であります。県全体では、毎年3億7,000万円ほどの税収となっております。

議 長（淡田 邦夫 君）  
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

活用状況につきましては、こちらのほうから御説明させていただきますが、長崎森林環境税は森林の公共的機能の維持向上を図り、次世代に引き継ぐために恩恵を受けている全ての県民が森林整備費用を広く負担する形で森林づくりに参加し、施策を推進していくことを目的というふうにされているものです。

活用状況につきましては、環境重視と県民参加という視点に立たれまして、森林整備の促進や県林材の利用促進、意識の醸成を図ることを目的としました各種事業の財源というふうになっているものになります。

一例としまして、荒廃した人工林を健全な状態に整備するため、未整備森林緊急整備事業におきましては、昨年度で90カ所のほうをされまして、500ヘクタールのほうを整備しているものになります。環境税の資金の分で6,500万円ほど使われているものになります。

なお、このうち佐々町におきましては、林業公社及び森林組合が古川地区などで3カ所を行いまして、8ヘクタールを整備し、110万の環境税が充てられているところになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

わかりました。やはり徴収されたらやっぱり佐々でも使っていただかないと、納めるばかりではいけないので、今後は大いに機会があれば活用していただきたいと思います。

それから、あわせてまた山の件なんですけれども、新たにまた国が山に関して税金を取ろうかという企みをしておるようでございますけれども、それで何に使うのかですね、県も取られ、今度は国からも取られですね。

佐々町の実態を見ると、農林業センサスでは林家が2戸しかないということでございまして、ほとんど手入れが入っていない状況ですね。

中身を読みましたら、雑木林を含めて、植林も含めて、民有林について整備をするような報道がなされておりますが、そこら辺を少し何の目的で取るのかですね。町にお金が31年度から来るようなことが書いてあるんですけど、町としてこれをどのように使いたいのかということ今この段階で結構ですけれどもお聞きしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

31年度からということで、これ実際に集めるのは36年度からですかね、前もって事業をするということで、後から負担金を納める、税金を集めて納めるということでお話を聞いております。

この森林環境税というのが国会に提出されるということでお話を聞いておまして、私も説明をよく聞いていないんですけど、やはり市町村が、農林水産省が市町から、市町村が主体となって実施する新しい制度となります、森林経営の管理法というものが提出されるということになっているということでお聞きしております。

その成立後、平成30年に政令等の整備を行いまして、市町村への説明を行いながら、平成31年度から森林の経営管理法が施行されるということでお話を聞いて、平成31年度の税制改正が行われるということでございます。

これは、平成36年度からの施行で、国民から広く負担を求めるということでお聞きしておまして、町県民による均等割枠組みの中で国税として1人当たり1,000円を徴収するということが、全国で対象者が6,200万人いるということで、全体で600億円の収入があると、税収を見込んでいるということでお聞きしております。

これは徴収した森林環境税を市町村は県に納入して、県を通して国へ納入されると。国は、その税収を森林環境譲与税として新しい制度で平成31年度からこれを配分するということが、この譲与税は私有林の森林面積とそれから林業の就業者数、それから人口で按分するということがお聞きしておまして、市町村と都道府県に対して9対1の割合で譲与して、市町村は森林整備の事業をする。県は市町村を支援する事業を行うという流れになっているとお聞きしておまして、佐々町の場合は、住民税均等割の対象者が6,400人程度でございますので、600万円を納めて480万円程度を国から譲与されると見込んでおまして、これはどちらにしまし

ても、消費税が引き上げ、平成30年に予定されていることと現在個人住民税の均等割が東日本で復興財源の確保のために平成26年度から町民税、県民税の均等割がそれぞれ今500円を加算し、計1,000円を納めていただいています、この期限が平成35年だということですね、復興税を納めているのが。

それをとってかわって、その後36年度から、それに1,000円を森林環境税として使うということでございまして、森林の中身は、私もよく話は聞いていないんですけど、今後、森林の経営管理をどうするのかとか、それから森林の整備事業、私有林も先ほどお話がありましたけれども、それはそれということでお聞きしております、詳しい中身については、私もいろいろ中身についてはよくわからないわけですが、課長のほうがわかれば、そういう説明をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

税の活用につきましては、本町といたしましても国や県の動向に着目しながら、森林整備や担い手の育成、確保、木材利用の推進などの方向につきまして関係機関や林業担い手と検討していくような努めをしてまいりたいというふうに思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

一般論的な答えがよく帰ってきますけれども、要するに動向を見ながらですね。先ほど言いました長崎森林環境税とか林業公社の関係とか、今度新たに出てくるこの国の税金とか一体的に兼ね合わせながら、情報収集なさってから計画を立てていただきたいと指摘しておきます。

それでは、30年度予算の政策につきましては、先ほど策がないとおっしゃいましたので結構でございますけれども、そのほかに、例えば、農地・水関係のふるさと水と土保全基金、1,000万ほどあるんですけど、それと色々な産経で管理している協議会がございますね、お金が。幾らあるかわかりませんが、その補助をやるとかそうじゃなくて、あるお金をその農業振興に一括プールに考えていただいて振興を図ったらどうかと思うんですけども。各種協議会、再生協議会とかいろいろあると思うんですよね。あるんですかね、課長、いろんな昔私見よったんですけど、通帳にいっぱい持っておったんですけど、遊んだ金があるんじゃないですかね、そこら辺を一体的に含めた中で農業振興に使うようなお考えはないかです。どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

一体で私のほうが返事できないわけですけど、そういう活用できれば話し合いをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

実際にあって利用されていないと思うんですね、企画財政課長が知っておるとですけどね、農地・水じゃなくて、水と何かって1,000万ちょっとあるんですよ。ずっと昔からあって、ほかの市町村は合併のときに全部有効利用して、今はもうほとんどないんですよ、ほかの市町村は。やっぱり水路の整備とかそういうのに使ってください。ぜひ検討していただきたいと思います。回答はいいですから、もう教育委員会がないですから。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

農地・水の基金については、確かに須藤議員が言われるとおり全額使っていないと思いますので、これの使い道についてはやはり十分協議して、話し合いをしてやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

あと20分ほどしかございませんので、新学習指導要綱の小学校版について、いろいろ今度孫とか子供たちとかいろいろ見ておりましたらいっちょ質問してみようかなと思ひ上げてんですけど、大変難しゅうございまして、先生に質問するのが本当に恐縮に私感じているわけです。ぜひここで自分なりの考えをまとめていきたいと思ひますので、教育法含めまして御指導賜ればと思っております。よろしく御回答のほどをお願い申し上げます。

昨年の3月にこの新学習指導要領ですか、改訂になりまして、ここに何かスケジュールがございましてね。幼稚園はことしの4月から、これにのっとりまして完全実施される、小学校については29年度もですね、この改正の周知徹底期間が1年間ということで、実施は32年度から、2年後ですかね、なるということで、中学校はまた3年後になっていく、高等学校は4年後に、わかったときから順次になっていく、大学入試も要る、試験も民間に委託と、こういうスケジュールで全部いっているようでございましてけれども、そういうことで含めまして御質問をさせていただきたいんですけど、その中で、範囲が広いもんですから先生の御指導を賜りたいんですけど、英語教育ですね、英語教育について、小学校の3、4年生が外国語の活動、それから高学年の5、6生が外国語科ということで、何か評価をするような形になるように書いてあったんですけども、その中で、こういう問題について、29年度にですね、教員内部とか教育委員会とか何とかの会議って佐々に組織がつくってあるようですけど、どのように協議をなされたのか、そういうところをちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

御質問いただき本当にありがとうございます。特に今回の改訂については、いろんなところで大きな改訂がございましたので、全部を説明すると少し時間が、かなり時間が不足すると思ひますのでお絞りにいただきまして、外国語活動ということでございますので、そのことについ

て御回答したいと思っております。

議員御指摘のとおり、小学校 3、4 年生が外国語活動、5、6 年生が外国語科というふうに平成 32 年度から変更になります。現在、外国語活動というのは、いわゆる数字による評価をしない特別の教科という位置づけになっております。それが平成 32 年度からは、5、6 年生については、国語算数理科と同じように教科ということで評価をしなければならないという教科になるということになっております。

現在の状況でございますけれど、文科省のほうではその評価について評価特別部会、中教審の評価特別部会で検討がまだなされているというところでございます。そこで移行期間について、30 年、31 年移行期間になるわけですが、文科省が示すところによれば、小学校 3、4 年生については文章での表現、そして 5、6 年生については現在も文章による表現をしておりますが、コミュニケーションへの意欲であるとか、表現への意欲であるとか、そのことについて文章で表現をするという指導がなされているところでございます。

外国語科となった場合に、当然、英語の言語の四領域である、読む、聞く、話す、書く、特に書くという活動がどの程度望まれるのかということについては、未だ私たち自身も具体的な指導伝達を受けていないところでございます。

以上であります。いったん切ります。

議 長 (淡田 邦夫 君)  
8 番。

8 番 (須藤 敏規 君)

ということは、佐々町の教育委員会としては具体的に、後で触れますけれども、移行期間に、ほかの市町村を見ますと、一括に移行すれば難しいので、これを導入して試行期間に実際にやってみて、評価はしないでやってみて慣らしていくというような市とかがございますもんですから、そこら辺とかはまずは無理ということで理解しておけばいいんですね、と思えますけれども。

そしたらば、私が心配するのは、こういう改正が、普通はこのぐらいだったんですよ、昔の学習指導要領、3 倍ぐらいの本でこうやって読みよったんですけど、どうも読みこなさきらんもんですからお尋ねしようんですけど、1 時間が 45 分で、こういう時間がふえてきた場合、パイの中が一緒にまた時間がはめ込まれますね、先生が。そうしたら、そのどこかの部分を取り除かないと、先生たちにプレッシャーがかかるわけですたいね。名古屋市がけさ部活廃止が決まったですもんね。ですから、うちもそういう考えを持ちながらですね、負担を軽くしてやるべきじゃないかなと思うんですけども、そういうのもやはり今後あわせて考えていただけるのかですね、そこをお尋ねしておきたいんですけど。

議 長 (淡田 邦夫 君)  
教育長。

教 育 長 (黒川 雅孝 君)

今回の改訂の中で、さまざまな問題があったわけですが、議員御指摘のとおり、一番大きな課題といたしましては、小学校 3 年生から 6 年生、外国語活動に当てる時間が 15 時間ふえるということでございます。

そのことに対して対応について、校長会、教頭会、教務主任会等々を検討してきたかですけど、本町においては、週当たりの授業時数を増加すると御指摘のように教員の負担もふえるし、子供たちの放課後の活動も妨げられるというふうなことを考えまして、来年度からは土曜

授業を実施しようということ考えておるところでございます。

具体的には、来年度から土曜日に、教育課程に位置づけられた授業を行いまして、児童生徒の代休日は設けない。午前中の授業、大体 4 回で、12 時間から 16 時間の授業時数をふやすという方向でやっていこうというふうに考えておるところでございます。

これは、時間がふえれば負担がふえるのではないかと、教職員の負担がふえるのではないかとというような危惧もあるところでございますけれど、むしろ、現在は中学校が 1 時間ふやすという形で学校をやっておるわけですけど、そうすると、業務が集中し過ぎて、結局、今まで枠の中、いわゆる授業の中で行っていた子供たちの活動を放課後にやらなければならない。そうすると、その分だけ教職員の負担がふえるというような現実がございますので、業務の集中を避けるためにも、恐らく土曜授業は効果があるだろう、そういうレポートも出ておりますので、試行的に年間 4 回程度、移行期間の 30、31 年度やって、本格実施となって 35 時間ふえる、あと 20 時間ふえるところで、さらに検討をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

なお、名古屋市は部活動を廃止ということで、けさ、ニュースになっておりますが、本町は中学校での部活動という形はとっておりません。教職を離れて社会体育という形で、地域の方々、教員も入ってはおりますけれど、勤務とは切り離れた形で活動はなされておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

どこですか、高松市ですかね、この件についてアンケート調査したら、中学校で 6 割、小学校で 5 割だったですかね、高等学校で 4 割、8 時間を超えた過労死ラインが過ぎたとあったもんですから、もう大変ですね、困った、こういうのが仕事がふえてきたなと思ったもんですから、そこだけちょっと心配したもんですから。

あと、保護者がちょっと気になることで、今度は学習の評価が、私たちは 1 から 5 とか、そういう時代で生まれてきたもんですから、まだ甲乙丙丁の時代じゃないもんですから、その時代はおられんと思いますけども、そういうことで、今まで小学校は 3 段階ですかね、数字じゃなくて、普通、できる、もう少しですかね、そういう評価のようですけど、今度はこの評価が 5 段階になるのかどうかですね、どうかなと思って、今まで学校教育法の 30 条に、資質と能力、これを学力と見て評価してあるようですが、これが分類されて、知識と技能が一緒になって、2 つ目が思考力・判断力・表現力と、3 つ目が、学びに向かう力・人間性。3 番目は、これはもう先生の解釈での評価だろうと思うんですけど、何段階ぐらいになるのかなと思って、ちょっと、保護者がね、うちは何番目かなと心配するものですから、そこら辺どうなっていくのかなと、お尋ねしたいんですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

評価の数値評価については、小学校 3 段階というのは変更がございません。一つは、以前は 5 段階で小学校もやっていたわけですけど、あまり低年齢の段階で、あまり微細にやってしまうと、やる気を失うといえますか、格差を広げるといえますか、そのおそれがあるというこ

とで、3段階で評価ということになっております。

中学校の場合は、現実問題として社会に出る準備がございますので5段階評価、そして、御指摘のとおり、現在のところ、関心、意欲、態度、それから、技能、思考、知識、理解の4領域で見て、それを総合して5段階で、または3段階で評価することになっております。それが今後、これは移行期間の後になろうと思っておりますが、あの3つの領域での評価というふうに変わるといふふうに理解しております。

以上です。

議 長 (淡田 邦夫 君)  
8 番。

8 番 (須藤 敏規 君)

あと、先ほど言いました先生方ですね、今からやはり以降は大きく変わっていくものですから、研修についてですね、やはり教育委員会としてどのようにやっていこうとお考えなのか。やはり通常でしたら、先生に聞いたら、やっぱり夏休みがほっと自分の仕事ができるって聞いたことがあるものですから、授業の準備とか、部活のできない専門じゃないのを割り当てられて、命令には従わんばというところのあるものですからね、先生方は。入学式など行きますと、ずらっと並べて、この方が何の担当ですって言われる。専門じゃない方も、部活の何かせんばってないんでしょうかね。そういうところがあるんじゃないかと思うんで、やはりこの改正に伴う研修をですね、計画的にやっていかんばとじゃないかなと思うんですけど、そこら辺について、この2年間どのようにお考えでしょうか。

議 長 (淡田 邦夫 君)  
教育長。

教 育 長 (黒川 雅孝 君)

学習指導要領を定めるのは文部科学省で、そして、その趣旨等について、県教育委員会が文部科学省から伝達を受けてまいります。そして、県下一斉に全教職員を対象にした研修会をとってまいります。

町教委が、私もことし出たわけなんですけれど、ことしは8月31日に開催されたところがございます。今年度、本町の教職員の3分の1をそれぞれの研修会に出しまして、研修会もですね、学習指導要領の総則だけではなくて、各教科、これは今の学習指導要領の解説ですけど、これが15分野ぐらいあるわけですけど、それに手分けして参加をしております。そして、校内で教職員に伝達講習をするという流れで内容の理解を深めていくというシステムをとっております。

今年度は3分の1でしたが、この研修会が3年間続きますので、3分の1ずつ、転入した職員も含めて全教職員がこの研修会を受けるようにということで対応していきたいなというふうに思っております。

以上です。

議 長 (淡田 邦夫 君)  
8 番。

8 番 (須藤 敏規 君)

やはり研修を受けながらやらないとですね、この新しい指導要綱はですね、全て理想論のよ

うに書いてあると私は感じたものですから、本当は私たちが先生から教えていただいたほうが、すばらしい人間に育つようなことが全文に書いてあるんですよ。これは絶対ぜひ皆さん理解していかないと、今まで、学校任せの教育じゃなくて、地域とか全ての人が理解しないとだめなようなことも書いてあるんですよ。今の少子高齢化、グローバル化とか情報化の中で、将来に向かって子供をいかに立派に育てていくかって、もうすばらしいことが書いてありますので、皆さんぜひ御購入になって読んでいただければ、私、助かると思うんですけど。

それからですね、こういうことがありますので、ある程度まとまりましたら、保護者への、こういうシステムで32年度からいくというのをですね、パンフレットか何かでつくっていただいてですね、保護者の方か、配ってやったほうが、こがんすれば点数が上がるんだとかですね、学力向上につながるんじゃないかなど。要は、学力向上して、世界と戦っていかなければならない子供たちですからですね、そこら辺でパンフレットなんかつくって周知するようなお考えはないかということ、どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

今までのところ、学校であるとかPTAの役員会、各種会合において周知するように、指導、対応してきたところがございますけれど、それで十分かと、確かに今、御指摘いただきまして、考えているところがございますが、急ぎ、文部科学省のリーフレット等を活用して、全保護者に今回の改訂の要旨について配付周知を図りたいと考えております。

ただ、もう要旨だけでないと、あれだけ厚いものですので、趣旨について配付できればと思っておりますし、PTA総会、なかなかこれも時間的に厳しいところがあるかもしれませんが、そのリーフレットを使って、今次の改訂について説明するように指導したいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

そういうことですね、教育課程、中学校のいろいろあるわけですけど、佐々町の学校教育運営協議会ですか、そこら辺の授業の審議事項に教育課程の編成についてってあるんですが、その中で、やはり今後も編成の工程とかはやっていかれるようになるわけですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

このことを学校運営協議会はコミュニティ・スクールの中に設置したわけですけど、実は、このことも、今回の改訂に対する対応の一つでございます。

これは、社会に開かれた教育課程の実現というのが今次の学習指導要領の中にうたわれたわけですが、具体的に地域の教育力を取り入れたり、学校運営に対する地域の方々の意見を聞くということで、学校運営協議会、コミュニティ・スクールを今年度10月に指定いたしました。

当然、教育課程の内容というよりも、教育課程がどう実施されているか、今回の改訂の中には授業の改善も含まれておりますので、そのことが適切になされているかということの検証、

評価等も、この学校運営協議会、外部の人材のお力を借りながらやっていきたいというふうに考えておるところです。既に、今年度の学校運営協議会においては、各学校で改定の趣旨等については説明をされておるといふふうに報告を受けております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

それではですね、やはり、生まれてから学校を卒業して、世の中の一人の男と、成人となるために、幼児期からいろいろ、町長は、幼稚園に英語教育を早々と一昨年導入をされて、タイミングがよかったと思うんですけども、保育現場から小学校に入るまでのそのプロセスですか、保育所ではこの程度教えとって、一、二年生は習わないとか、空白の一、二年生が出てくるわけですね。そこら辺の兼ね合いはどのように進めていこうとお考えなのか、保育所のレベルがどの程度かわかりませんが、まだ、なじむ程度だろうと思うんですけども、一、二年生もそういうふうに、なじむようなあれを、15分単位の何とか授業ってあったんですけど、そこでやっていかれるのかどうかですね、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長、あと3分しかございませんので、まとめてよろしく。

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

現在ですね、御理解いただきたいと思うんですが、学校週5日制が完全実施になってから、いわゆる学校の余裕時間というのは10日ぐらいしかございません。その中で、体育大会の練習や文化祭の練習をやっていくということで、実は、小学校一、二年生について、保育現場との連続性を担保するかというのが、私どもの大きな課題でございました。しかし、やろうにもやれないという状況がございましたが、土曜授業を4回行うということは、一、二年生にも12時間から16時間の余裕が出てくるということになります。一、二年生には英語活動、外国語活動はございませんので、その12時間から16時間のどうするかということ、外国語活動の充実に使うかどうか、まだ検討が十分なところではございませんけれど、そのことも考えながら対応していきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

もうこれで最後でございしますが、先輩の元の佐藤教育長先生からですね、いつも質問しよったときに、「教育とは何ですか」って質問しよったんですけど、「教育には答えはない」と、いつもおっしゃっておったもんですから、ないのかなって、自分自身が決めないと、教育を自分で決めんばとはわかるんですけど、最後に、先生は教育とは何とお考えなのか、ちょっと御参考に御指導いただければ。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

**教 育 長（黒川 雅孝 君）**

非常に大きな質問で、個人的な思いでよろしゅうございますか。「人になること」かなというふうに思っております。教育とは「人になること」と、私は端的に思っております。以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

8 番。

**8 番（須藤 敏規 君）**

ありがとうございました。終わります。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

以上で、8 番、須藤敏規議員の一般質問を終わります。  
20分まで暫時休憩といたします。

（14時15分 休憩）

（14時21分 再開）

— 日程第 7 一般質問（永田勝美議員） —

**議 長（淡田 邦夫 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により 3 番、永田勝美議員の発言を許可します。3 番。

**3 番（永田 勝美 君）**

3 番、永田勝美です。日本共産党を代表して質問いたします。

前回に引き続き、子育て応援、教育環境の整備について質問いたします。

今回は少し角度を変えて、この間、マスコミでエアコン設置問題が報道されています。2月8日の長崎新聞では、大村市が今年度、全普通教室にエアコンを設置するということになったと、かなり大きく報道されました。また、3月3日の紙面では、県下自治体の設置率が一覧で示されています。ここでは、全国の設置率が2017年度までの10年間で約40%伸びた。文科省の担当者は耐震化が一定完了して、熱中症対策にシフトしているとの分析を示しています。これらの報道は、今、教室の熱中症対策は社会的な要請であるということを示しているのではないかとこのように思います。

熱中症の発生状況を見ると、長崎県では昨年7月、わずか1カ月間で400人の人が熱中症で救急搬送され、1人の方はお亡くなりになるという状況であります。年代別では、少年、いわゆる教育世代の子供たちが52人、直接学校から搬送された子供たちが21人という消防統計になっております。

この間、エアコンの設置の問題をずっと取り上げてまいりましたけれども、教室の環境は単に蒸し暑い、勉強に身が入らない、そういうレベルの問題ではなくて、場合によっては健康を損なうようなレベルにあることを重く捉えなくてはならないのではないかと考えています。特に、熱中症は湿度の高い環境の中では気温が低くても発症すると警告されています。これから梅雨の時期を迎えたり、夏場の時期に向けて、環境改善、熱中症予防の取り組みは極めて大切

だというふうに考えております。

長崎県の人口10万人当たりの熱中症救急搬入件数というのは、数えてみますと全国で15番目です。全国平均の1.4倍。一方、エアコンの設置率は全国で38番目。全国のわずかに5分の1以下ということになっております。佐々町はその長崎県平均から見ても4割以下という水準であります。

熱中症予防にエアコンが万能でないということは常識ですが、この設置率というのはあまりに低すぎるのではないかと。人命軽視と言われても仕方がないような実態ということが言えるのではないかと思います、いかがでしょうか。町長もしくは教育長の御見解を伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

小中学校の普通教室にエアコン設置ということで、永田議員のほうから再三取り上げられておりまして、我々もどうするのかっていうのは、いろいろ協議をしているわけでございます。普通教室におけるエアコンの設置ということで、現在、全体的な、永田議員も御存じの改修計画といいますか、学校全体の、小中学校の施設の整備構想っていうのが、今、検討している段階でございます。

先ほど来、エアコンのお話もありましたけど、やはり学校給食センターの話もあるわけですね。そういう施設と、やはり予算の限られた中でやっていくっていうのが、どうするのかっていうこと。それからもう一つはトイレの改修もあるわけでございます。その中で、やはり全体的な学校施設の改修計画の中で進めていければと思っております、大変恐縮でございますけど、もうしばらくお待ちいただければと思っております。

なお、小中学校のトイレについては、町としましても国の補助金が活用できるということで考えておりまして、平成31年度をめどにトイレの改修については取り組んでいこうという考えを持っているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

ただいま、トイレの改修の件について、平成31年度をめどにと言われましたが、全ての小中学校のトイレ全てを改修されるのかどうか、そのことについても少しお答えください。

議 長（淡田 邦夫君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは全部やりたいんですけど、全体的な予算、そのときの予算と補助が全部つくのかどうかというのが、ちょっとまだわかりませんので、できればやっていきたいと思っておりますけど、なければ1校ずつ、例えば2校を1つとか、2校だけをやるのか、1校を先にするのか。そういう国の補助等の予算を見ながらやっていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

いずれにしても、前回議会でトイレの問題取り上げまして、そのことについては具体化が進むという見通しになったということについては評価を申し上げたいと思います。

改めてエアコンの設置の問題についてですけれども、先に紹介した長崎新聞の 3 月 3 日の記事では、長崎県は九州各県の中で最も低い設置率であると述べて、あわせて設置が進まない要因としては、財源問題と少子化に伴う学校統廃合が背景にあると述べています。しかし、佐々町の場合は、いずれにも当てはまらない。この背景と言われる問題については当てはまらないのではないかと思います。

改めて述べたいと思いますが、エアコンの設置に伴う本町の実質的な支出額というのは 5,000 万程度です。毎年、2 億円単位で剰余金を出して、60 億円を超える基金残高を残しながら、子供たちのために 5,000 万円の支出ができないのかという町民の声があります。これにどうお答えになるのかということについてであります。

エアコン設置の問題について、昨年、過去 3 回の議会で私は 7 月議会、9 月議会、12 月議会と取り上げてまいりました。7 月議会で教育長は「大規模改修の折にという予定で考えている」と。町長は「エアコンの必要性は十分認識している。学校施設の大規模改修もあるので、その中でエアコンについても検討したい」と 7 月にはお答えになりました。9 月議会では、教育長は「将来的に校舎の建てかえ、大規模改修、施設整備総合計画に従って設置を検討することが必要になっていると思っているが、現在のところ具体的な計画はない」と。町長は「必要性は十分認識している。総合的に安定的な財政計画の中でやっていかななくてはならない」とおっしゃいました。12 月議会では、町長は「改めてトイレも含めて、いずれにしても早くやりたい」というふうに答えられました。

しかし、施設整備構想の中ではエアコンの設置の具体的な計画は示されておりません。検討は本当にされているのか。検討をしているというのであれば、何をどう検討したのかということについてお示しいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

エアコンの設置でございますけど、これについては、やはり各校でどれくらいの金がかかるのか、それから、この前申しましたように、暑い時期にどれくらいの、1 階、屋上とか、最上階の温度、時間的に 8 時、10 時、12 時、14 時ということで測定しながら必要性っていうのを今出したということで、最高気温が 32 度だったということでお話を聞いていますし、最低気温は 28 度だったということもお話に聞いています。そういういろんなことで、今、協議の中でそういうことをやりながら、必要なかどうかというのをきちっと、やはり皆さんにお示ししなきゃならないし、お金は先ほど 5,000 万と言われましたけど、5,000 万ではなかなか難しいと思っております。その中で、やはり限られた財源というのがありますので、十分協議をしながらやっていかなければならないと思っていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3 番。

3 番 (永田 勝美 君)

先ほど、実質的な支出が5,000万程度というふうに申し上げました。これは議会の中で答弁いただきました金額に基づいて計算をした数字です。1億800万程度だったかと思いますが、その中で52%ほどが、大体、本町の最終的な負担になると。要するに、起債と補助で、補助が3分の1あって、残りについて一定の起債があって、実質的な負担は五千数百万になるという数字でありましたので、それは間違いないかというふうに思います。

実際に、今、町長がお答えになりました内容は、この間の議会の議論の中でも示されてきた内容です。問題としたいことは、先ほどトイレのことについても、平成31年度にとおっしゃいましたけれども、国の補助金を活用して行う事業であれば、当然、国に対する補助金の申請が必要になるわけですね。補助金の申請の締め切りが、大体春先、5月ぐらいではないかなというふうに思うんですけども、そうであれば、今の時点で検討しておかなければ、来年度の実施っていうのは、もう無理なんですね。要するに、自主財源でやらない限りは無理ということだから、結局、期限の決まった仕事をきちんと片づけていくというか、目標に沿って取り組んでいくという点で、そもそも一定計画をして進まなければ実行には移せない。だから、緊急性という問題にどう対応するかという点では、本当はかなりシビアな対応、時間的な対応を求められるというふうに思うわけです。そういう点で、大規模改修の折に検討するというのは、言ってみれば、その場しのぎではないかというふうに私は思うわけです。

実際に、小中学校の改修計画は、昨年教育委員会から案という形で示されました。公共施設の総合改修計画については、今年度中、今月いっぱい町のほうから示されるということになっておりますが、その中でエアコンの設置とかいう問題については、まだ具体化されていないということです。私はトイレがおそくてもいいと言っているわけではないんですね。小学校の施設については、給食センターのこともあります。そういうのもよくわかります。しかし、なぜエアコンの問題というのが後景に退くのかということがよくわからないということなんです。

だから、そういう点で、現時点で何らかの検討がされているのかと。検討というのは、具体化に向けて、例えば1年おくれてエアコンを始めましょうとか、町長の任期がありますから、3年後に始めますとか、そういうふうな具体的なプランをお持ちなのかということ、ぜひお答えいただきたいというふうに思います。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

先ほど、全体事業費で1億ぐらいかかるんですよ。これは一般財源が5,000万円ぐらいかかるということで、たぶん前お話したと思っています。これは、やはり一般財源を5,000万使うということと、もう一つ関係あるのは先ほどお話しましたように、小中学校の施設の整備構想というのが、今、財政のほうで一括してまとめておる。その中で、やはり学校にどれくらいのかかるのかということも早く出して、エアコンはその構想の中に入っていないんですけど、それを使う場合に、給食センターとか、いろんな整備があるわけです。だから、そういう中でどれくらいの財源が確保できるのかっていうのが、まだもう少し見えてこないものですから、そこで、やはり補助金申請をやる。どっちにしても補助金申請する場合は、これは事務方のほうで、例えば31年度のトイレ関係のお話がありました。31年度にトイレを改修するということも、これは早く、もちろん国のほうに補助申請っていうのを出さなきゃならない。これは事務方のほうでやってくれると思っておりますので、そういう財源的なものを考えて、なかなかエアコンといっても、大規模改修じゃないですけど、小中学校の施設整備構想っていうのがまとまってくれば、おのずとどれくらいっていうところが出てくるっていうことで、

それをすぐっていうことがなかなか難しいということで、先ほど永田議員さんからお話がありましたように、先延ばし先延ばしということではなくて、そういうことを考えながら、全体的に財政を考えながらやっていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

確認をしたいと思いますけれども、今回の公共施設の総合整備計画と、それから学校施設の整備構想というのが、いつの時点でどのようにまとまっていくのかということですね。要するに、財政的に今ゆとりがないので、ずらしたいというのはわかります。しかし、いつやるのかわからないというのが、一番町民にとって理解をいただけないことではないかなというふうに思います。いかがでしょう。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは議会のほうにもお話をさせていただいたと思っておりますけど、佐々町公共施設管理計画を、今、企画財政課のほうで立てていただいているということで、その中に、普通の道路とか橋梁、それから学校施設とか、全部ぶっ込んで一つにまとめて、これを年度ごとの計画を立ててやろうと。それじゃあどれくらいの財源があるのかと。一般財源をどれくらい使わなければいけないかと。急ぐところは早くやらなきゃならないわけですね。だからそこをもう少し勘案して、計画をして、それで例えば、先ほどのエアコンのお話がありました。エアコンも 5,000 万円の一般財源があるわけですね。一般財源をそんなに使って、今度はほかの仕事ができないとか、そういうことも出てきますので、それを順序を踏んでやっていかなきゃならないということで、もう少し小中学校の施設整備構想の検討状況というのは公共施設の管理計画の中に全部一つにまとめてやっていきたいと、その中でももう少し検討させていただければと思っているということでございますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

いずれにしても、かなり優先度の高いテーマだということを改めて申し上げたいというふうに思いますし、具体化に向けた取り組みを期待したいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。就学援助の制度の周知について、前議会以降の検討状況について、お答えいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

就学援助制度の周知につきましては、さきの議会の中で御指摘等もございました。周知方法

につきましては、検討を進めまして、ことし 2 月から平成 30 年度の申請書の受付に合わせまして、申請の中身、案内等については広報さぎにも掲載をいたしました。

また、申請書につきましては、より制度がわかりますように、支給要件とか御指摘いただいたようなモデルケースについても追記をしてお配りさせていただいたところでございます。申請の案内につきましては、学校に協力を依頼し、新小学 1 年生に対して 2 月に小学校で行われました入学説明会時を活用いたしまして、また在學生は学校の配付によりまして申請案内を全世帯、全保護者に配付をいたしたところでございます。さらに平成 29 年度の現受給者に対しましては、直接郵送で案内、申請書を配付いたしておりますけれども、失念等もありますので、受付期間経過後の現在の未申請者につきましては、電話等での申請の意思確認も行う予定としております。

制度の見直し検討につきましては、新入学児童生徒学用品費の早期支給を 3 月までに支給することについて検討してまいりましたけれども、今年の 4 月じゃなく、来年の 31 年 4 月の小中学校 1 年生、入學生を対象に 31 年 3 月までに支給できればというふうに今進めておるところでございます。なお、新小学 1 年生につきましては、就学時検診時、平成 30 年 10 月ごろに案内を行う予定でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

就学援助制度は改めて、この間、入学祝い金といいますか、入学準備金の支給額についても、国においても町においても増額をされたという経緯もありますし、非常に重要な制度だと思いますので、ぜひもれなく受給できるような周知をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。次は国保税引き下げについての質問です。今般、国保の県単位化に伴って、平成 30 年度に限っては、29 年度と比較して資産割をなくすという計画が示されているようでありまして、結果的に若干の引き下げとなっていることは、まず妥当というふうに考えています。しかし、国保の県単位化に伴って、納付金額が激変緩和を行っても従来の国保調定額を上回るという状況が生じているのではないかと。その金額はおおよそどれぐらいになるのかということについてお伺ひしたいと。あわせて、平成 35 年度の見通しでは、現在の保険税収納額と比較してどれぐらい不足となる見通しなのかということについて、お答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

まず、納付金の平成 30 年度の県へ納める国民健康保険事業費の納付金でございますけれども、こちらは一般被保険者の分で 3 億 4,200 万が佐々町の納める納付金、激変緩和後ということになっております。

それと、5 年後の状況ですけれども、こちらにつきましては、今後の県の医療費の伸びでありますとかによりまして、この納付金を算定されるわけでございますけれども、医療費水準でありますとか、所得水準、被保険者数、これに応じて納付金のほうは算定をされるわけでございますけれども、今後、県の医療費全体が伸びるようでありましたら、本町の納める納付金も若干伸びてくるのではなかろうかと考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

ちなみに、28年度の調定額は2億8,200万であったというふうに思うんですけども、29年度の調定額の見込みというのは、おおよそわかりますでしょうか。わからなければ後でもいいです。

議 長（淡田 邦夫 君）  
保険環境課長、後かどうか、答弁だけ。  
保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

29年度の調定額、今、ちょっと手元に準備しておりません。すいません。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

28年度が調定額が2億8,200万でありました。30年度が県から示された納付額が3億7,090万、それは激変緩和を引いて3億4,200万です。だから、28年度と30年度の調定額と納付額の差が6,000万ぐらいあるんですね。これが県の試算といいますか、本庁の国保課のほうで試算をしていただいた数字では、大体毎年医療費の伸び2.4%というふうに考えますと、平成35年度には激変緩和前で4億1,200万になると。ですから、激変緩和後でも4億800万という金額ですから、金額的には1億2,000万程度ふえるという試算もあるわけです。

要するに、県単位化に伴って納付額がふえるということは、当然、その最も大きな財源は調定額といいますか、保険税にかかってくるわけでありますから、そういう点で、県単位化に伴って相対的に負担がふえるという現象が少なくとも起きていくのではないだろうかというふうに思います。

1つは、全体として先ほど言いましたのは医療費支出の増加を見込んだ金額でありまして、毎年の県の納付金額決定に当たって、自治体ごとの努力を反映したものとなるように強く求めていく必要があるというふうに思います。一律の保険料となるようなことはあってはならないというふうに考えますけれども、考え方としていかがでしょうか、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今回、都道府県化ということで、激変緩和措置ということで14億円、県全体で投入されているということで、国・県からの。ただ我々としましても、先ほど永田議員がおっしゃるように、5年後には必ずふえるわけですね。やはり高齢化社会といいますか、そういうこともありますし、いろんな面で多分医療費がふえていくのではないかと。これをどうするのかっていうのは、なかなか厳しいわけでございますけど、やはり全体的な、なるべく保険税の引き上げっていう

のは行わないような仕組みには持っていかなければならないと思っていますし、今後、やはり医療費の抑制といますか、そういうことをやって、特定健診とか、それから受診率の向上とか、高血圧とか糖尿病とか、さまざまな重症化の予防対策というのを考えてやっていって、保険税を引き上げないような努力をやっていくっていうのが、まずは一番の策ではないかと我々は思っていると。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

県単位化に伴って、一律の保険税となるようなことにはしないほうがよいのではないかと、そういうふうに主張してはならないと。やはりそれぞれの自治体が努力すべきことがあるということでもありますから、それについて努力をしっかりとやって、そういう点でいえば、その努力が反映されたものとなるような、そうした保険制度が求められるのではないかというふうに思います。

そういう話題になりましたから、国保の支出削減、つまり給付額をどう削減していくのかということについての質問にしたいと思いますが、健診率の引き上げを図ることと、それから早期受診を徹底していくことということです。受診抑制は重症化を招き、ひいては高額な医療費が必要となるということは一般に言われていることでもあります。全国的に有名なのは、岩手県の沢内村、現在は西和賀町の経験だとか、東京都の日の出町、高齢者医療費あるいは乳幼児医療費を無料化して保健活動を充実させることによって有病率を引き下げて、そして医療費削減や保険料引き下げを実現したという例もあるわけです。

そこで質問ですけれども、本町も健診率の引き上げについては大いに努力をして頑張っているわけですが、本町が取り組んでいる健康づくりの取り組みについて、概要と特徴をお教えいただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

健康づくりに関しましては、先ほど町長からもありましたとおり、高血圧の重症化予防対策、これについては改善率を引き上げていかなければならないと思っています。また、糖尿病重症化予防対策につきましても、こちらも現在の改善率が20%未満でございますので、これも年々20%程度の改善率、これを対策に講じていかなければならないと思っております。そのほかにも重症化疾患予防対策、これにつきましても健康づくり事業として取り組んでまいりたいと考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

今、おっしゃるように、特に多額の医療費を消費する生活習慣病の予防というのは、健康づくりと医療費の両面から非常に重要な課題というふうに考えています。問題は、生活習慣を変えていくことはなかなか大変な仕事といますか、それぞれが生活習慣を変えていくというのはなかなか大変であります。そういった点で、特に年代別の取り組みメニューをもっと充実

させてはどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。例えば、乳幼児に対しては母子健診時に歯磨きと食習慣の指導を充実させると、かなりアバウトな定義であります。そういうこと。あるいは小学生に対しては歯磨きプロフェッショナルの育成、それから中学生に対しては喫煙の害についての指導、あるいは心の健康づくりの問題。高校生に対しては医療機関受診の仕方、病院のかかり方の問題。大人に対しては正しい飲酒指導、肥満予防、高齢者に対する食生活、ストレッチのすすめ。それぞれの世代ごとのメニューというのがあるのではないかとこのように思います。

特に、この間注目されたのは、東京都の足立区でテレビでも報道されたのでごらんいただいた方、多いかと思いますが、健康づくりの取り組みとして野菜たっぷりメニューの普及を目指した取り組みを区役所が行うと。市内のレストラン・食堂などと提携をして健康づくりの取り組みが進められている。病気の早期発見だけでなく、病気にならない体づくりというところに向けた積極的な取り組みというふうに考えます。こうした取り組みというのは、ぜひ充実を図ってはいかがかと。今の町の保健指導の体制だけではなかなか大変かというふうに思いますけれども、かなり、やっぱりそういった戦略的なメニューづくりというのが求められるのではないだろうか。そのことが、ひいては有病率の低下、あるいは受診率の低下、あるいはそういう点でも高額な医療費のカットということにつながっていくのではないかとこのように思います。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
確かに、保険税の引き下げに向けてというのは、我々も取り組んでいかなきゃならないということで、保険料を上げるというのは、なかなか今の情勢でも厳しいわけでごさいます。基金もそんなにないわけでごさいます。やはり先ほど申されました世代ごとの健康メニューといえますか、そういうことも大変素晴らしいことではないかと思っていますし、野菜たっぷりメニューとか、いろいろなことがあります。本町も健康相談センターというのがありますので、保健師、栄養士もいますので、そこの中で十分いろんなメニューっていうのを考えていただいて、やはり病気にならないような、医療費がかからない、抑制ということで町としてもそういう方向性も協議をしなければならぬと思っていますので、またいろんなことで御協力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

ぜひ、積極的な検討が求められると思います。よろしくお願ひしたいと。

併せて、国民健康保険の税額の問題について質問したい、認識を改めて聞きたいと思います。前提として、協会けんぽの保険料と比較を出してみました。年間所得300万で家族4人世帯の場合、本町の国保税は今回、30年度の基準に当てはめて計算をすると45万4,000円というふうになります。月額平均に直すと3万7,867円であります。協会けんぽでは、同じ所得の方が月額1万4,124円、2.6倍もの格差があります。入っている保険によってこれだけの格差があるというのは、要するに、今、示している法のもとでの平等というのにも反するような実態というのがあるのではないかと。

国保は10期で納付されますから、先ほどの45万4,400円が1回当たりの納付が4万5,440円に

なります。毎月のように。その世帯の方が 2DK のアパートを借りたときに払う家賃と同じぐらいの 4 万 5,000 円もの負担を、保険税を毎月のように納めないといけない。これは本当にどうなのかと。所得に対して計算すると、約 17% ぐらいになるんですね。保険税が高すぎるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

本来、全ての国民に平等に保障されるべき医療保険制度が不平等が生じていると。これは町だけが責任を問われる問題ではもちろんありません。再三にわたって述べておりますように、国が国保に対する負担を毎年、長年にわたって引き下げ続けてきた結果です。かつての国の補助水準からすれば、3分の1以下になっています。かつては 45% の負担をしていたものが、今 25% 以下というふうになっています。

根本的な改善策としては、国の国保に対する負担率をかつての水準に引き上げるように求めていくこと、これが重要だというふうに考えています。しかし、こうした高すぎる保険税を軽減するために、自治体としてもできることがあるのではないかというふうに思います。県下の 21 の自治体の市町村の中で、14 の市町で一般財源からの繰入が行われておりまして、その平均額は 1 世帯当たり年間 1 万 590 円というふうになっております。本町でも世帯負担を引き下げるために一般財源からの繰入も行うべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

私も先ほど申されましたように、10カ月で月 4 万 5,000 円ということで、やはり高いとは私も認識はしているわけでございます。国保というのは事業に入らっしゃらない商売とか、そういうことをやっていたらの方が月に 4 万幾ら払うというのは高いわけでございますけど、一つは便利なのは国民皆保険という保険で、ある程度の病気は全部病院に行けば大丈夫だということで、1割負担、2割負担、こういう負担でやられるということはすばらしい方式だと思っています。ただしかし、先ほど申されましたように、高いということで、私も月に 4 万 5,000 円というのを、私は今給料をもらっていますので、給料から払っている。サラリーマンの方はそうだと思います。そういう中でやっているというのは大変私も認識しているわけでございますけど、どうしてもこういう法令がこういうふうになっていますので、町としても、いかんともしたいということで御理解をいただければと思っております。

それから、永田議員さんもいつも私もお話を聞いているんですけど、一般財源の投入ということで、私もそれがなかなか厳しいと言わざるを得ないということでございます。ほかの保険との比較もありますし、やはりここで一般財源を投入しないように、なるべく町の基金の中で、もし上がった場合は納めるような、その場合は今後どうなるのか、私にもわからないわけでございますけど、今のところ町としましては一般財源を投入するという考えはないということをお知らせさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

3 番。

3 番 (永田 勝美 君)

国保財政のこと、あるいは町の財政のことから考えれば、一般財源からの投入を避けたいとおっしゃるのはよくわかります。しかし、先ほど申し上げたのは、実際に町民の中で 2,000 世帯近くの国保の世帯の方がおられ、そしてその中で年間所得 300 万で 40 歳の、子供 2 人の家庭で、こういう家庭、子育てにもお金がかかる世帯ですね。住宅ローンを持っていない家賃

を払っているとしたら、その家賃に匹敵するぐらいの金額を国保に払わなくちゃいけない。

これは、先ほど町長は事業所に勤めておられない方というふうにおっしゃったんですけども、実は今、国保の分類の中には、いわゆる農業者だとか、それから漁業者だとか、商工業者の方以外に、現実一般の労働者と言われる方々が多数おいでになるんですね。それは、全国的には派遣だとか、そういうところで働く方。いわゆる事業所に保険がない、協会けんぽに入る義務のない事業所に勤めておられる方々が多数おいでになっていて、今、労働者が国保の中で最も割合としては高いという全国統計もあるんです。ですから、国保というのは、後期高齢者が外れ、農業、漁業というのは少なくなっていく、商工業者も全体としては多くない、そういう中では最も多いのは65歳から75歳までの前期高齢者と、それから労働者が国保の主力になっているという状況なんです。実質的に75歳までは今働かないと生活できないという水準でもありますから、そういう意味では決して経済力の高くないですね、労働者の世帯も、多くが国保に入っている。

一方で、協会けんぽの方は、先ほど申し上げたように、2.6分の1の負担で、しかも傷病手当金も給付される。そういう制度上の手厚い措置が、手厚くっていか、そのこと自身にも十分改善の余地はあると思うんですが、国保と比べるとかなり給付はいいという状況が今もあるわけです。だから、それは同じく働いていて、同じく納税している国民であるのに、入っている制度の違いで、このように負担が違うというのは理不尽ではないかということをおっしゃっているんです。

しかも、一般財源からの投入についても、各自治体かなり苦勞しておられて、県下で最も多くの財源を投入しているのは長崎市で年間8億5,600万投入しています。ここも医療費の値上げの中で基金が底をついて、そして保険料も上げるけれども、一定額が一般財源からも出さざるを得ないという状況に追い込まれて出したんですね。それでその次が南島原市です。南島原市が4億円など、各自治体ともかなり苦勞をされています。壱岐市や五島市も1億5,000万、1億6,000万という一般財源からの投入をされている。実際に、これをその町の国保世帯数で割り戻していくと、大体1世帯当たり1万円ぐらいになるんです。大体、それぐらいの金額が投入されているのが実態です。だから、基金を一定蓄えて、そして安定的な運営をしていくということと合わせて、先ほど申し上げた前段の協会けんぽやほかの保険との格差を埋めるという意味で、一定の検討は避けられないというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

やはり国民健康保険というのは、私も高いと先ほど申しましたように思っておりますし、これは、法律上我々はもうそれにしがって、今負担をかけて、計算をして、国保険者に全部、いろいろな面をお願いをしているわけでございます。

ただ、国のやはり補助っていいですか、負担が減ったものですからこういうことになってしまいうということ、なかなかやはり今度都道府県化になったわけですね、30年から。都道府県化になったら急に、やはりそこら辺はきちっと国のほうで財政的な措置をしていただくのか、それがなかったら、やはり一般財源を今つぎ込むっていうのは、よそもやっているんですけど、これが大体、本来はちょっとなかなか厳しい面があるわけです。そういうことで今やっているところもあるわけでございますけど、今本来的にはなかなかそれが厳しいということで、町としましてもやはりそういう方向で、また国に負担を引き上げてもらうような、町としてここに一般財源をつぎ込むっていうのは、今のところ町としてなかなか厳しいということをお聞きをいただいて、お願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

3 番。

3 番 (永田 勝美 君)

主張については変わらないところでありますが、時間もないので最後に、国保の問題の最後ですけれども、資格証明書発行の問題について改めて申し上げたいと思います。

資格証明書の、今年の 7 月時点、6 月 1 日時点の資格証の発行数は、佐々町は 34 世帯に発行されておりまして、滞納世帯が 99 世帯ですから、34%の発行率ということになっています。しかも、2 年以上、3 年以上と、2 年以上の長期にわたって、資格証の世帯というのが 20 世帯を超えてあるという状況は、かなり異常な状況が続いています。これは、毎回質問で取り上げているところでもあります。2 番目の壱岐市が前回よりも下がって 27%ということになりました。滞納世帯比で 3 割以上の資格証を出しているのは佐々町だけという状況で、県下で群を抜いてトップということになっています。お隣の佐世保市は、資格証発行世帯は 13 世帯にとどまっています。0.27%、全県で言えば 18 番目という状況です。

これは、何が違うのかということ、資格証を発行する基準というのはそれぞれ設けられているようです。1 年以上の滞納をして、納付相談に応じない、そういうところというふうに言われております。聞いてみますと、私自身もほかの自治体も回って聞いたことがあるんですが、いわゆる十分に資力があって、かなりの資力があって長期にわたって滞納されている。何回も差し押さえても納付されず、何ていうか、差し押さえも何回も受けていると、そういう世帯ですみたいなことが報告されるんですけども、佐々町の場合は、その資格証発行というのがかなり一律で厳しすぎるのではないかというのが実感です。

短期保険証の交付状況を見ると、短期保険証は 21 世帯で、資格証のほうが多いという自治体は佐々町ぐらいなんですね。本来、短期証でよいというふうに思われるところにも資格証発行が続いているのではないかというふうに思います。

先ほど来言いましたように、国保は、町長もおっしゃられたように国民皆保険制度の下支えの制度でありまして、国保の保険証をなくすということは、医療機会から、医療にかかる機会を本当に遠ざけられるという、重大な問題を持っているというふうに思います。

静岡県の保険協会、開業医の先生方の調べで、資格証明書の発行世帯数の受診率というのは、一般の国保証の世帯の受診率の 1%以下というふうにいわれているんです。だからもう、資格証の世帯になったらほぼ病院にかかれないと。実際に病院にかかっても 10 割負担をしないといけないという状況ですから、佐々町の場合は相談をすれば、どうしても体調が悪くてかからんといかんときには短期証を出しますというような対応もされておることなんですけれども、しかし、保険医から言ってみれば出て行けと言わんばかりの資格証明書っていうのは、やはり、いわゆる悪質滞納者に限るといっても再三ずっと厚労省なんかも言ってきているわけですから、この発行の基準というのは、一律の発行というのは少なくとも制度の趣旨に反するのではないだろうか。面談とともにということでもありますので、ぜひ、改善を求めておきたいというふうに思います。

ほかの自治体並みの改善はできると思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、国保法 44 条減免の要綱整備については、今回、いわゆる県単位化に伴って、県としての要綱が作られるという話を聞いておりますが、確認しておきたいと思いますがいかがでしょうか。

議 長 (淡田 邦夫 君)

保険環境課長。

**保険環境課長（藤永 大治 君）**

国民健康保険法の第44条関係の一部負担金に関する減免等の取扱要綱でございますけれども、これにつきましては、これまで県と要綱未策定市町とで協議、検討を重ねてきております。

つい先日も作業部会のほうで検討をしております、今回、都道府県化と併せて30年4月施行へ向けて今、準備中でございます。

よろしくお願いたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

3 番。

**3 番（永田 勝美 君）**

それでは、3番目のテーマに移りたいと思います。

玄海原発再稼働問題であります、間もなく東日本大震災から丸7年となります。3月4日の報道によれば、これも、長崎新聞だったと思いますが、原発事故への懸念を表明した人が83%に及ぶと。原発は安全だというふうを考える人は、本当にわずかになっているという状況です。原発をゼロ、すなわち全廃を求めるとい人が75%という世論調査の結果でありました。

今、福島原発の廃炉に向けた見通しは立たず、廃炉の費用も当初10兆円程度と言われていたのが、もう一昨年ですね、一昨年の暮れには政府自身が21兆円を超えるというふうに言いました。当初の2倍以上の費用がかかると。原発が安全で経済性が高いという、そういう神話は本当に、まさに神話であったと。国民の支持を得ていないということは今、明らかだというふう

に思います。しかも、先ほどいいました福島原発の廃炉費用21兆円は、国民の電気代に1世帯当たり18円という形で全て上乗せされているわけです。従来の電力が、原発を持たない電力会社の、いわゆるスマートエネルギーだとかですね、そういうところに入っている人の電気代にも加算をされるということになっています。ですから、国民にそれを負担を強いるという点では変わらないと。

今、玄海原発の再稼働が23日に開始されようとしています。改めて、松浦市、平戸市、壱岐市では市長も議会も再稼働反対を表明しておられます。そういう点で、若干順番を変えて質問したいと思いますが、改めて町長に原発再稼働を容認するのかどうか。併せて町民の声を聞く考えはないかと。住民の声、住民の多くは原発再稼働を望んでいないということは、私どもが行った、昨年の町議会議員選挙の前に行ったアンケートではそういう結果が示されました。改めて町民の意見に耳を傾けて、原発再稼働反対の声を上げていくことが、町長としての町民の安全を守る責任ある態度ではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

町長、答弁がですね、あと時間がありませんので簡単によろしくお願いたします。

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

簡単に述べれば、なかなか今、佐々町は30キロ圏外ですよ。UPZの圏外ということで、これは今、反対を表明されている30キロ圏内の自治体さんがいらっしゃいます。我々としては31キロ、30キロ圏外でございます、そういうことで、私も危険性というのは十分承知はしているわけです。これは目に見えないものでございますので、なかなか厳しいと思っております。

ただ、私が反対だということでお話するという事は、なかなか今の状況ではできないということですので、御理解をいただければと思っております。

議 長 (淡田 邦夫 君)

3 番議員。

3 番 (永田 勝美 君)

理解はできないところではありますが、いずれにしても、ずっと政府が言うことなのでという御答弁が続いておりました。改めて、もう再稼働が現実のものとなろうとしている現状でありますから、その防災計画、避難計画っていうのは、この間どのようになっているのかと。あるいは、その要介護者などですね、災害弱者の方々の避難計画と、こういったものも非常に重要だと思います。

福島では、避難時に、避難に手間取っただけで数十人の要介護の方、高齢の方が命を落とされました。病院を移る中で数十人が亡くなったという現実もあります。だから、その避難計画もない中で再稼働容認というのは、これは今できないというのが各市町の、反対されている市町の市・町長さんたちの立場かなというふうに思います。

そういう点で、その防災避難計画というのがどうなっているのかということと、すいません、時間がなくなって、もう 1 点ですけれども、原子力にかわって自然再生エネルギーの普及というのを、どうしてもやはりすう勢であり、町としても具体化に向けた取り組みというのは急がれるというふうに思います。そういう点で、小水力発電など、具体的な展望をお持ちかということについてもお答えいただければと。避難計画の問題と自然再生エネルギーの普及の問題について、短くお答えいただけませんか。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

大変難しい問題でございます。避難計画はいつも、前もお話をさせていただいたと思っております。やはり今 UPZ っていういいですか、圏外でもやはりどこに避難をするのかという避難計画というのはなかなか立てられずにいるわけです。結局今、放射能がこっちに来た場合どうするのか。どういう避難をするのか。受け入れ市町村はあるのかということもありますし、専門的な知識を持った職員もいないということもありますし、どの段階でどのような計画をするのかというのは、今のところなかなか難しいということで、現状では計画の策定というのはなかなか厳しいのではないかと考えております。これは、前もそういう話をしたと、多分思っていますけど、そういうことでよろしくお願ひ申し上げます。

もう 1 つは、資源エネルギーというのは、我々も自然再生エネルギーというのはすばらしいことだと思っておりますし、そういうことを今、佐々工業団地にもメガソーラーをして、今民間業者がしておられるわけでございます。全国的にも、そういう国とか何とかの補助制度っていうのがあり、初期投資を抑えられるっていうことがあれば、佐々町も佐々川とか大きな川もありますし、水力発電ができるのかどうか、その可能性も調査してできるんじゃないかと思っておりますし、風力っていうのはなかなか音の問題もありまして、そういういろんな自然エネルギーについては十分検討させていただきたいと思っておりますし、初期投資がないと、補助があれば、町としてもそういう方向性を出して行って、考えていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3 番議員、時間となりました。  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）  
町政の民意の反映の問題について、ちょっと触れる時間がなくなりましたが、時間になりましたので、以上で私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）  
以上で、3 番、永田勝美議員の一般質問を終わります。  
30分まで休憩とします。

（15時21分 休憩）

（15時31分 再開）

— 日程第 7 一般質問（永安文男議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、一問一答方式により、1 番、永安文男議員の発言を許可します。

1 番（永安 文男 君）  
1 番、永安文男です。議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問をいたします。

質問事項が、1 つ、今後のし尿処理事業について。2 つ目、学校給食センター建設についてでございます。

まず 1 番目の今後のし尿処理事業についてですが、さきの総務厚生委員会、全員協議会でし尿・ごみ処理についての案件が出ましたので、平成25年からの流れを振り返りながらお尋ねをしたいと思います。

このことについては、町長は、これまで所信表明や議会、本会議、委員会での答弁ではいつも最重要課題と言われていました。しかしながら、経過を振り返ってみますと、実態はどうでしょうか。

平成22年から25年の記録では、「運営の方針を慎重に決めなければならない。直接投入かバイオマス施設か業務委託かの 3 通りあるが、年内に結論を出す。多額の費用を要する事案なので、慎重に判断しなければならない」と言われ、その時期から懸念されていた問題を先送りされていたのではないかと思います。

平成27年 3 月には、鹿町のし尿処理施設が閉鎖されるとなったときから現実味を帯びて、平成25年には既に具体的な検討に入らなければならなかったのではないかと思います。佐々町がとるべき重要な問題としてどう捉え、どんな協議・検討をされてきたのかをまずはお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

し尿処理の対応につきましては、これまでの間皆様に大変御迷惑、御心配をおかけしたということにつきましては、先ほど永安議員がおっしゃったように大変申しわけなく思っている次第でございます。

し尿処理につきましては、昭和37年に北松南部清掃一部事務組合というのが設立されまして、7カ町で共同処理を行っていったわけでございますけど、平成27年、先ほど永安議員が言われましたように、3月末で共同処理が提出されたということに伴いまして、その後27年4月から3年間、民間の施設で処理するというところで業務委託を行っていたところでございます。

その間、佐々町としましての今後のし尿処理のあり方について、自町処理とか佐世保市との共同処理、民間委託継続という方向性を検討したところでございます。自町処理につきましては、公共下水道処理場にし尿浄化槽の汚泥の前処理施設を整備する方法とか、やはり施設費用とか維持管理の推計などを検討して、別のところにつくるのかというのを最終的な結論を出せなかったということでございます。

このような中で、平成29年の5月に発足いたしました西九州佐世保広域都市圏における佐世保市との連携中枢事業の協議におきまして、佐世保市とのし尿処理の共同処理と、それからじんかい処理の共同処理について、協議の場にのりましたので、それを協議を現在まで重ねているところでございます。

佐世保市から現状のし尿の処理量の関係で、中長期的には余力が生じた場合には検討の余地がある旨の回答はいただいているところでございますけど、町としましては、佐世保市との共同処理というのが難しいのであれば、現状の民間委託を継続するよりも、町としまして前処理施設を整備して、中長期的な経済性を優れているということで、そういう考えを持っているということでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

1 番。

1 番 (永安 文男 君)

今までの協議検討経過を少し説明されたわけですが、一応ずっと振り返ってみて、最終的な結論が見出せなかったということで現在に至っているのはわかるんですけども。

それから、今、町長から説明がありました、佐世保市との中枢連携協議の部分等はさておきまして、私がきょう質問しますことは、今までの協議の中で、地元に対する問題について、どういうふうな経過の中で入られなかったのかということをお尋ねしたいというふうに思って、ちょっと協議経過を総務厚生委員会とそれから一般質問といろんな今までのことを触れながら、ちょっと確認をしていきたいというふうに思います。

平成25年の9月に、町長は、「下水道施設等を利用した処理方式を軸に対応をしたい」と。「課題も多くあり、できれば民間委託も併せて検討をしたい」ということで、ここで民間委託の話が出てきて、その当時、そちらのほうに移行をしようとしたという経過があるわけです。

それで、そのときに処理方法の検討ということで、コンサルタントから出された、この25年の1月に、佐々町し尿浄化槽汚泥下水道投入前処理施設計画、自然調査委託業務報告書というのが1月に出されているんですけども、これが10月に私どもは配付を受けて、こういうふうな検討をしましたという話だったものですから、いろいろちょっとそのときにお尋ねしたことは、下水道投入における影響の検討結果の報告ということで、前処理施設をごみ処理施設、クリーンセンターです。それから下水道処理場につくるかの比較検討がこの中に入っていました。

そういう部分についての検討はどのようにしたかという言葉を詳しくは、あまり私どもも、ちょっと経過の中では記憶していないわけですが、そこで説明したというふうにおし

やるかもわかりませんが、こういうふうな検討の内容を本来ならば理解した上で、地元のほうにつないでいただければもっと早かったんじゃないかなというふうに思うわけです。

それで、ここの中で、その総務厚生委員会報告の中に、下水道を投入する考えはありとしても、下水道処理場内につくるといった結論ではないと。地元との協議もなしに決定はされないと。民間委託で正式な協議をされてくださいということで、民間委託のほうにちょっと軸足が移っていったというふうに理解しているんですけども。

それで、ここでの協議のときに、私が、地元が一番心配しているんですよと、それで小浦に処理場があるから、地元に対するフォローをしてくださいというようなことは発言しております。

年数がたって、やっぱり経過年数でいろんな問題が起きていないかというようなことなどを、ちょっと目くばせ、気遣いをしてもらって、そういうふうな地元に対するフォローをくださいというような話をいたしました。

年数がたって、いろんな問題が起きていないというような問題は後もってまた、ちょっと具体的な話をいたしますけれども、地元の環境整備とか町の考え方を示しながら、総合的な協議をしてくださいというようなことを申し上げたと記録は残っておりますので、そういうようなことを少し思い出しながら、ちょっと聞いていただきたいと思います。

この段階で、町長は処理する量は減ってくると。当然ながら10年間で将来的には半分ぐらいにはなるというお話が当時されているんです。下水道加入がだんだんふえてくると。その辺のところを判断しながら、皆さん方と話していくというようなことを言われて、そうすると公共下水道の関連的なことで、し尿の数値をはっきりつかんでいるんですかということも、本会議で説明をしたりしまして、以前のそういう資料の中の数値をきちんと、そのときそのときに修正を加えながら、その手持ちとして持って、それでいつでも入れるような状態にしているんですかと、しておいてくださいという話したのは記憶されていると思いますけれども、そういうことで今の下水道の加入率、どの程度になったのかということ、わかっていたら教えていただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

公共下水道の加入率ですけれども、平成28年度決算になりますけれども、加入率で82.73%になっております。それと、その後29年度分が入っておりますので、若干約29年度分は160人ほどふえておりますので、1%程度ぐらいは上がっているものと推測しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。暫時休憩します。

（15時43分 休憩）

（15時44分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番。

1 番（永安 文男 君）

当たり前の話ですけれども、当然、町長がお話しになったように、下水道の加入率が上がって、処理量がふえれば、そういうふうに処理量を、下水道利用率を上げていくことで、前提してそういうふうなことの運営ができていくのかは当たり前の話なんですけれど。

それで、平成26年、まあ25年の今話ですけど、今度は26年の1月ではっきり下水道の投入処理方式で取り組んでいきたいという考えを披瀝されたんです。そのときのまだ場所を、あそこにするっていう話ではなかったと記憶しているんです。

いろんな関係方面、地元もさることながら放流先の問題等もいろいろあると思うんです。漁業権の問題とか小浦のほうも影響してくるといふようなこともあるかと思うんですけれども、その辺のことなんか踏まえて、こういうふうに関係方面、地元の皆さん方に御理解、それから環境影響調査をやっていかなければならない。

そういうことをするのに、時間的な面から民間委託を選択というふうなことで、当然、いろいろの中で経費的な、今、課長が話されたように、経済的に安価な対応ということで、民間委託のほうの方が安いという一覧表も提示されてそういうふうな議論をしたということの記憶もございます。

それで、事前に協議したい、地元で丁寧な対応をしていくというふうに言われておったんですけれども、地元に入られていない。そういうふうなある程度いろんな検討をされた中で、方向性を決定はされないながら、方向性は少しそういうふうなことを話の中に出てきたりしておったと思うんですけれども、ただ地元の協議をしてからでないと結論は出せないというような話でしたので、早く地元との協議を進めてくださいと常々言ってきたわけです。

それで、ほかの委員さんからも、地元との協議を優先すべきだというような意見も出ました。その当時の総務厚生委員会で、この前のちょうど時系列に今の時点になるんですけれども、今の総務厚生委員会でも地元に入ってくださいと、早く入るべきというような話もされたと聞いております。

そういうふうな経過の中で、地元で説明をできるデータを集めるというようなことで環境影響調査をしてからというふうな話がありました。この環境影響調査の結果が出たのなら、早く地元との協議ができたのではないですかということを、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

こういうふうな経過の中で、あまり羅列、昔のことをいろいろ言わないでって町長からも言われるかもしれないですけど、経過の中でずっとたどっていきながら、説明したいと思うんですけれども、このときに環境影響調査というのをやらせてくださいと、1年かけてとか言うんですけれども、その1年もせんで、できるっちゃないかとかいろいろその当時議論があったわけなんですけれども、その結果が出ていたのなら、やっぱり地元で、早く地元との協議ができたのはないかというお尋ねですけども。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今言われるとおり、平成26年度でしたか、生活環境影響調査というのを町でやったと思っております。その後、地元との協議っていいですか、26年に町内会長さんにも、26年だったか来ていただいて話をさせていただきました。

今、永安議員がおっしゃるように、今まで地元の皆様というのに説明する機会っていうことが、設けることができなかったというのは、我々としても大変申しわけなかったと思っております。

私もですが、心配したのが、やはり方向性がないってということで、何もきちっと決まっていなくて、何にも地元で説明に入っても混乱するっていうのもちょっと考えまして、なかなか難しかったということでございます。

どちらにしても、今後は誠意を持って、やはり地元の皆様方に御説明するというところで考えているわけでございます。いろいろそのときも永安議員もちょっと来ていただいた、前のときもちょっとお話をさせていただいて来ていただいたということもありますけど、やはり町としても、今度方向性をきちっと決めるような方向でいけば、やはり地元の方に丁寧な説明というのはやっていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか、1 番。

1 番（永安 文男 君）

わかりました。一応そういうようなことで、今、町長から誠意をもって地元に入ると、そういうことで方向性をもって、あくまで方向性の話ということで理解をさせていただきたいと思っております。

それでは、その協議のときに、環境協定の話が出ておったわけです。結局、地元で 3 町内会で環境協定を結んでおるといような状態で、それでその当時の議事録を見ていただければわかると思うんですけども、そのときに協議の中に、いみじくも下水道処理場へは汚水は管を通ってくるんです、下の地中の管を通して下水道に入る。

今度つくるとなると、収集車、バキュームカーが何台も入ってくるようになります。そうしたときに、今の環境協定以外の新たな要素も入ってくるというようなことで、いろんな視点で見直すといったこともやっていかなきゃならないんじゃないかということでの説明があったわけです。

まさしく、そういうことになると、その環境協定が重要性を増してくるということで、やはりそういうことも含めて、やっぱりデリケートな問題ですから、早くもう方向性と言いながらも、まだ結論ではない状態に入ってくださいというような話をしとって、今言われたからあまりここでどうのこうのって言うつもりは毛頭ないんですけど、ただそういう経過があったということで、今後のことがありますので、そういうふうな対応の仕方。

それで、現在 3 町内会で結ばれている環境協定が 4 町内会がコミュニティで小浦というのをやっているときに、やはり新しいものをつくる。今、私が申し上げましたそのいろんな新しい要素が入ってくる部分の地元っていう考え方が、そこら辺でどうなっていくのかなっていう心配も一つあるわけです。

だから、そのことについて、まずもって町長のどういうふうにお考えになられてるかっていうことを、ひとつお聞きできればと思いますけれども、これがどうだこうだじゃなくて、今、現時点で町長が思っておられることをお伺いしておきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

環境協定といいますか、それはもう済んでいるということをおも承知しておまして、そういう例えばいろんな施設が今度なれば、そういう前向きで検討をすることになれば、その協定についてもやはり協議をしなければならぬとは考えています。

それから、私がちょっと協定、その 3 地区との協定ちゅうとが、ちょっと私もよくわからなかったんですけど、前、その処理地区の半径 500 メーター以内で協定を結ぶということで、何か結んだんじゃないかということで話を聞いています。

ただ、先ほど永安議員がおっしゃるとおり、小浦は何事をするにしても小浦 4 町内会ということで、お話をされているというお話も聞きますので、それについては十分検討をさせていただきたいと思っていますし、今後どうするのかというのは、まだ方向性を今はきちっとはつきりしてないもんですから、そこら辺はどういうふうにするのかというのは、対応はまた今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

そのときの多分 3 地区したのは、多分半径 500 メーター以内の地区が入ったところが 3 地区で結んでいるんじゃないかと。私がちょっとそのとき大分昔なもんですから、そこら辺はちょっとよく調べて、そんな話は私は聞いたということでございますので、今後どうするのかというのは、もう十分検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

1 番。

1 番 (永安 文男 君)

協定書の関係はそういうことで、ちなみに平成 16 年の 4 月 1 日に当初の環境協定を結んであります。それで 24 年に四池の、あそこの処理場ができたときに更新をされておるといふ状況です。

だから、解釈でいろいろ考え方はあるんですけども、今度、そこの中を見たら 5 年ごとに更新するというような形で、それで 5 年ごとで何もなければ順次その分で進んでいくというような書き方がしてあるけんですね、24 年から。もう 29 年ですけども、その中でいろんな問題がなかったのかと。

数値の問題、いろいろなことがちょっと心配される向きが、対応しなきゃならないことも、ちょっとないのかなというように、今後、そういうことも含めて注意をしていただければというふうに思います。

今、お話いろいろ、町長のお話を聞いて、あくまでまだ結論に至る判断をできなかったというのは、私どもも議員の立場でそういうところの結論まで引き出すことができなかったっていうのは、やっぱり大事な重要なし尿の処理の問題、環境的な問題、いろんなことがあるもんですから、そこはわからんわけじゃないんですけども。

ただ、方向性に至る経過がやはりいろんな会議の中でも、数字的なことを出されても、その数字が理解できないと総務厚生委員会の中でも委員さんが言われたりとか、私も見たときに、ときどきの数字の経過があったりして、どこをつかんでどうなのかっていうその数字自体のつくり具合、だからそういうところをやっぱり地元に入られたりしたときには、しっかりしたものを持って対応していただければなというふうに思います。

やはり、誤解があったりしたら、やっぱりまた大変なことになりますので、そういうふうなことを、まずもってしっかり検討をした結果をもって入ると、それをもって協議に入るといふふうに、町長、おっしゃられましたので、それをよろしくお願ひしたいと思ひます。

この数字関係につきましては、この前の全協の数値もそうなんですけど、委託が当然右肩上がりでもどんどん上がって行って、ちょっと記憶を思い出していただければ。あと A 社、B 社とかいって、いろいろその中の棒グラフを見てクロスするところが 7 年後、そして 10 年後とか、こういうふうな説明の中で、やはり中長期的にはここでオーバーするから費用がかかるんだという説明があったわけなんです。

そういうところも、その中に町長が最初申し上げられました。お話しになられた下水道処理



ということでございますので、一応そういうことで御理解をいただければと思っておりますので、訂正させていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、協定書の協定の中身の話、今、協定書のコピーは手持ちしておりますけれども、そのようなことで、ただ隣接の町内会というような解釈のようです。ただ、それがどうだこうだということを書いてなくて、今、町長が言われるように最後のほうに町内会長の住所と名前と書いてあるということです。

そういうことで、もう確認をさせていただきましたんで、最後になりますけれども、地元軽視と言われないように、十分注意して対応をしていただきたいということをしっかりお伝えしまして、この項目の質問を終わります。それから――

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっとすみません。4時を過ぎましたけれども、このまま一般質問が終わるまで、時間を延長させていただきます。どうぞ。

1 番。

1 番（永安 文男 君）

2 項目めの学校給食センターの建設についてということで通告書に書いておりますけれども、平成28年の5月17日の産業建設文教委員会において、学校給食の今後の方針の考え方を御報告されておりますけれども、施設の老朽化、アレルギー対策、それに合わせて正規職員の雇用、縮減の問題等を解決するため、佐々町行政経営改革委員会からの答申を受けられておって、現在の自校方式から3校分の給食を統合したセンター方式を検討することというふうになってございます。

検討しなければならない課題として取り組んでおられるものと思っておりますけれども、現在の協議検討はどうなっていますか。ちょっとそのことに係る方針決定はいつなのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは今、永安議員がおっしゃりましたように、学校給食センターの建設についてということで、平成27年の4月3日、佐々町の行政経営改革委員会のほうからの答申を受けておりまして、教育委員会では平成27年度は、先進地施設の視察とか、課題の洗い出しを行ってまいりました。

しかし、答申にある佐々中学校のプール横の、プールと職員駐車場の敷地を利用するという給食センターの敷地は確保できるのかというのは、なかなか厳しいということと、それから1日各学級では10時間程度の全校で120時間程度のプールの利用があると、水泳の授業があるということで、やはりそういう確保の観点からも困難であるということで、やはり大きな課題ができてまして、適切な対応が示すことができなかつたということでございます。

そこで、平成28年度に、学校施設等の整備構想の策定に取り組みまして、給食センターの施

設等の規模等の検討を行ってまいりました。給食室の老朽化対策につきましては、喫緊の課題として取り組まなければなりませんし、やはり先ほどお話がありましたアレルギー食の対応についても、やはり施設設備の中で検討が必要ではないかと。

もう我々もアレルギー対応については、十分必要性を感じているわけでございます。今後は公共施設等の総合管理計画の中で反映させて、具体的なめどが立ち次第、教育委員会をはじめ、やはり関係機関との協議を行っていかなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

まだ、今、煮詰める段階で、まだそこまで到達していないというふうに受け取ったんですけども、この中で、今、町長からお話がありましたように、学校施設整備構想の中で中学校のプールの問題とか触れてあります。答申がそういうふうな形だったもんですから、そのことをどうなのかっていうことで、学校施設整備構想は、その答申の羅列をそのまま踏襲されたようにお見受けしたんです。

ただ、そこに本当、今、町長が言われたように具体的な検討が加えた結果はまだ。やっぱり財政との協議もないときにそういうことはできんじやろうと思って、そういうふうな、これは今、やるとは無理だというようなことが記されているだけだったんですけども。

それから、アレルギー食対応が子供の命をやっぱり守らないかんという立場で、早期に対応しなきゃならない問題ということは、お互い認識は一つ、同じだと思いますんで、いろいろ今までの学校の対応とか、いろいろ検討を持たせなさいとか、急に学校から文書が来て、こういうふうなやり方をしますとか、いろいろ過去を振り返れば、かなりアレルギーの子供さんを持つ親御さんが大変苦勞をしているということは、前、1 回私が一般質問をしたときにも申し上げたんですけども。

それから、あといろんな、2 人ばかり学校給食センターの整備について質問があつとりますんで、それに向けて進んでいかれることというふうに理解しておりますんで、ただ、今、温かい給食をどうやって届けるために配送とか容器とか、それから調理場は直営にするのか民間委託なのかとか、それから調理システム、ドライシステム、そういうふうな問題。

岐阜県の神戸町に研修に、執行部の教育委員会も一緒に行ったんですけども、そういうことと、それからこの前、芦北町の学校給食センターの研修にも行きまして、やはりその先進地事例をいろいろ見させてもらって、そういう部分を参考にいろいろ検討を加えていっていただけのようにお願いを、お願いって言ったらいかんってまた言われますけれども、そういうふうなことを考え合わせながら、よりよい学校給食センターを整備していただきたいと思いますというふうに願うものです。時間が遅くなったんですけども、こういうことで。

それから 1 番、次の 2 項目に書いております今後のスケジュールっていうのは、まだその内容が固まっていないので、スケジュール的なことは難しいかもわかりませんが、それはどういうふうなお考えなのか、その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

今後のスケジュールについては、やはり財政的な裏づけ等が必要なことから、今後、なるべ

く急ぎながら検討をしていきたいと思っておりますけれど、今考えておるのは30年度に入ったところで、いま一度有識者を含めた検討委員会を立ち上げて、基本計画の策定に取りかかりたいなというふうに考えておるところでございます。具体案がまとまり次第、早い段階で議会等にも御報告できればなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

このことについては、先ほども申し上げましたように、子供の命を守る重要な問題としますので、急いで結論的な方向を生み出して、協議検討をしていただければというふうに思いますので、これをもって質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、1 番、永安文男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

（16時10分 散会）